

M」までの裾麻禁止令を發布するに至つた。

この裾麻禁止令實施の結果として翌一九二一年の秋季に荷造せられた麻は、在來の舊仕譯品に較べて著るしく品位の向上を示し、同一等級のものでも新舊仕譯品の間には格段の差を生ずるに至つた。それで、取引に當つても一般に新舊仕譯品を區別して價格を高低をつけるやうになり、この區別は更らに品質の劣る新仕譯品にも適用せらるゝに至つたのである。

試みに當時即ち一九二一年の九月末における新舊仕譯麻の値開きを示すと次の如くである。

神戸沖着本船渡し一俵相場

マニラ麻の等級	新 荷	舊 荷
F	三九、〇〇	三四、〇〇
I	三七、〇〇	三二、〇〇
J US	三四、五〇	三〇、〇〇
J UK	三二、〇〇	二六、〇〇
L	二八、五〇	二二、〇〇

第二節 カントン及びバコールに関する法規の改正

一九一五年一月から施行されてゐた比律賓纖維法ではバコール及びカントンの纖維を精製品と半製品との二種に分類し、それぞれ No. 1 及び No. 2 の等級を設け、特別の検査順番號と證明書の下にマニラ麻と區別して扱つてゐたのであつたが、前節に説明したやうな理由から更らに此の法規を改正して嚴格に其の取締が行はるに至つたのである。

即ち一九二一年の一月一日から實施せられた改正法規の内容は次の通りであつた。

(イ) バコール及びカントンは比律賓の一部に栽培せられる麻樹酷似の植物から梳製せられる纖維で、カントンはバコールに比較すると強靱であるがマニラ麻に較べるとこの二者は共に脆弱であるから今後何れも絶対にマニラ麻に混入することを禁止する。

(ロ) バコールを次の二等級に分類する。

PCL-1 Pacol No. 1 精製纖維

PCL-2 Pacol No. 2 半精製又は粗製の纖維

(ハ) カントンを次の十等級に分つ

Canton F. G. H. I. J. K. L. M. DL. DM

註 一九三四年發布現行施行法規に於ては、PCL-1 PCL-2 PCL-X の三等級となり、カントンは CAN-1 CAN-2 CAN-3 CAN-4 CAN-X の五等級となつてゐる。

第三節 裾麻仕譯禁止令發布

前述の一九二〇年倫敦の苦情問題を契機として倫敦筋の新規取引の中止に續いて米國財界の不況による買付手控によつて産地におけるマニラ麻の滞貨は次第に激増し、一九二一年七月には三十五萬俵に達した。従つて相場も漸落の一途を辿つたのである。試みに當時市況慘落の跡を見ると次の通りである。

一九二〇年	D	US J	UK J	L
七月	九七、〇〇	五四、〇〇	五三、〇〇	四四、〇〇
八月	一〇〇、〇〇	五三、〇〇	五一、五〇	四二、〇〇
九月	九三、〇〇	五二、〇〇	五〇、五〇	四一、五〇
十月	八二、〇〇	五〇、〇〇	四八、〇〇	三九、五〇

一九二一年一月	二月	三月	四月	五月	六月
七三、〇〇	六七、〇〇	六七、〇〇	六〇、〇〇	五八、〇〇	五三、〇〇
七二、〇〇	六七、〇〇	六六、〇〇	六〇、〇〇	五八、〇〇	五三、〇〇
七二、〇〇	六六、〇〇	六五、〇〇	六〇、〇〇	五八、〇〇	五三、〇〇
七二、〇〇	六六、〇〇	六五、〇〇	六〇、〇〇	五八、〇〇	五三、〇〇
七二、〇〇	六六、〇〇	六五、〇〇	六〇、〇〇	五八、〇〇	五三、〇〇
七二、〇〇	六六、〇〇	六五、〇〇	六〇、〇〇	五八、〇〇	五三、〇〇

かやうな状況で、マニラ麻の梳製に従事してゐた者は或は離散し或は轉業して耕地は日と共に荒廢に歸し、比島内に堆積の在荷は何時一掃されるか豫想だもされなかつた。比律賓政府はこの農民の窮狀と産業の頽廢とに關し救済保護の急務を察し、各州地主代表者及び地方の麻栽培者團の要求を容れて一九二一年七月突如として「J」から「DM」までの六格の裾麻の仕譯を禁止する法令を發布し、同年九月一日から實施したのである。而して裾麻禁止令の目的は品質の向上及び栽培者の要求であつたけれども、又一面倫敦苦情以來英國向輸出の減少、米國財界不振による買付手控の結

果比律賓の滞貨が日と共に増加し、遂に比律賓財界の動搖を起す一大禍根となつた三十五萬俵餘のマニラ麻在荷を處置する道を開かんとしたものであつたとも見られる。

裾麻仕譯禁止令は一九二一年七月廿日 Administrative Order No. 13 of the Bureau of Agriculture, Department of Agriculture and Natural Resources として發布せられたもので、其の内容は次の如きものであつた。

(イ) 一九一七年十一月十五日附の農務局法令に規定するマニラ麻の等級格付表より「J」「K」「L」「M」「DL」「DM」の六格を削除し一九二一年九月一日より實施する。

(ロ) 行政法規第一七九四號所定の手續を経て再仕譯荷造を行ひ、品質検査の申出をなしたる上記六格の麻及び一九二一年九月一日以前に梳製したる上記六格に屬する散荷は從來通りの格付等級による。

(ハ) 前項の後段に記載したる散荷を所有する者にして從來通りの取扱を受けようとする者は其の所有斤數を記載した宣誓書を一九二一年九月一日以前に農務局長任命の纖維検査官に提出し、販賣又は他の理由により當該散荷に所有權の移轉のあつた場合は其都度遲滞なく其の詳細を纖維検査官に通告するを要す。

第四節 裾麻禁止令の影響

一、麻相場に及ぼした影響

裾麻仕譯禁止令は、果然マニラ麻の需給および市況に相當なる影響を與へた。先づ新法令によつて生産仕譯を禁止せられた「J」から「DM」までの裾麻の新仕譯品の在荷は、法令發布の當時三萬俵内外で、之に九月一日までの豫想産額三萬乃至四萬俵を加算して七萬俵見當であつた。そのため新仕譯品は新法令發布の結果、買氣を誘發して同年十二月末には約二萬俵の在荷しかない状態となつたが、その相場は上物との關係上伸力は頗る乏しかつた。

「I」格以上の所謂上級品は裾麻禁止の反動として産額増加が豫想され、相場は却つて下押しの状態を呈した。而してこの二者の間たる「I」及び「USJ」は生産高が増加しても、裾麻の代用品として需要増加見込みで人氣は強弱相半ばし、相場は大勢保合の状態を以て推移した。

以上の結論として新法令發布の結果、新仕譯のマニラ麻相場は「I」及び「USJ」の中級物を中心として、上物は下押し、裾物は上向いて漸次鞘寄せの趨勢であつた。次の相場はよく當時の状況を説明してゐる。

一九二一年	D	F	I	US J	UK J	L
七月末	四五、〇〇	三六、五〇	三三、〇〇	二九、五〇	二八、〇〇	二五、〇〇
八月末	四三、〇〇	三三、五〇	三一、〇〇	二九、五〇	二七、五〇	二五、五〇
九月末	四七、〇〇	三九、〇〇	三七、〇〇	三四、五〇	三三、〇〇	二九、〇〇
十月末	四三、〇〇	三八、〇〇	三五、五〇	三三、五〇	三一、〇〇	二六、五〇
十一月末	四七、〇〇	三九、五〇	三七、五〇	三四、五〇	三一、〇〇	二七、〇〇
十二月末	四九、〇〇	四一、〇〇	三八、五〇	三六、五〇	三〇、五〇	二八、〇〇

二、産地麻滞貨に及ぼした影響

一九二〇年において、マニラ麻の着荷不良のため、種々の苦情問題を惹起した英國では、その後一般に新規買付を中止したので、既着品は既に消化され、再び新規輸入の必要に迫られた。この時突如として裾麻禁止令が發布されたのであるから、英國としては新荷の減少すると共に、漸次舊仕譯品の買付に手を染めなければならなかつた。需要の數量に相違こそあれ、英國と事情を同じうした日本の製網界も亦舊仕譯品の買付に着手し、更にその頃急速に發達した和紙抄造の原料として適當なものであつたので、比律賓に堆積した巨額の麻は、豫想外に早く處分の途が開け、禁止令發布

の一九二一年七月中旬の在荷三十五萬俵と云はれたものが、同年の十二月末には約二十一萬五千俵に減少し、裾麻仕譯禁止令が、最大の目的とした所は着々として實現されるに至つた。

三、需要國への影響

裾麻禁止令が、マニラ麻を輸入してゐる世界各國に直接間接に影響を及ぼしたことは當然であるが、各國の蒙つた打撃の程度は勿論その需要數量の多少及び使用する麻の種類によつて必ずしも同じではなかつた。今、一九二〇年におけるマニラ麻輸出の状態から考へるに、新法令によつて生産仕譯された「J」から「DM」までの裾麻輸出先は次の如くであつた。(單位俵)

等級	米國	英國	其他	計
J	八七、七〇六	一二八、〇八〇	四七、四四三	二六三、二二九
K	三、二五二	一〇〇、〇四八	七、九六二	一一一、二六二
L	五、一二三	七一、八九四	二二、六二三	九九、六四〇
M	一、〇五五	二八、五五九	二、一〇六	三一、七二〇
DL	一四	三、一七四	一五〇	三、三三八
DM	一	一、七三四	一	一、七三四

マニラ麻大観

一七〇

合計	九七、一五〇	三三三、四九二	八〇、二八四	五一〇、九二六
百分率	一九%	六五・三%	一五・七%	一〇〇%
全輸出ニ對スル割合	八・六八%	二九・七二%	七・二八%	四五・六八%

四、英米への影響

更らに一九二〇年において英米二國に向け輸出せられたマニラ麻の總數量および之に對する「J」から「DM」までの六格の裾麻の割合を見ると次の通りである。

輸出先 總輸出高

A...I 輸出高及其割合

J...DM 輸出高及其割合

米國 五二九、九七三俵 四三二、八二三俵 八一・六七% 九七、一五〇俵 一八・三三%
英國 四二四、五八三俵 九一、〇九一俵 二一・四五% 三三三、四九二俵 七八・五五%

この數字だけを見ても、裾麻禁止令のため最も大きい打撃を受けたものは英國であることが分ると同時に、米本國への影響の甚だ輕微であつたことが分るあらう。

五、麻産額への影響

裾麻禁止令の發布せられた一九二一年の麻産額は六九二、八二二俵であつて、その過去六ヶ年間の平均産額から見て約四割の減少を示したのであつた。これは裾麻禁止令實施の結果であると見る

ことが出来るが、そればかりでなく、當時の世界的財界不況が原因したことも見逃がせない事實であつた。

斯くの如く、裾麻仕譯禁止令が、マニラ麻の全産額に及ぼした影響はまだ輕微であつたが、一九二一年の産額について各等級の割合について見ると、そこに著るしい變化を來してゐることが見られる。

年度	A...I 共割合	J...DM 共割合	OTY 共割合	全産額
	B/S	B/S	B/S	B/S
1918	678,500 51.33%	619,900 64.91%	23,200 1.76%	1,321,600 100.00%
1919	529,100 45.49	611,800 52.49	24,700 2.12	1,165,600 100.00
1920	581,200 55.26	449,100 42.70	21,300 2.04	1,051,600 100.00
Average	596,266 50.70	560,266 47.30	23,066 2.00	1,179,600 100.00
1921	441,600 63.74	220,100 31.77	31,100 4.49	692,800 100.00

備考 百俵未満四捨五入

「J」から「DM」までの裾麻の割合が、前三ヶ年間の平均産額より約一割五分を減少したるに對し「A」から「I」までのUS格麻及びOTYの合計が前三ヶ年の平均割合より約一割五分を増加

してゐるのは裾麻仕譯禁止令實施の結果によるものである。

六、裾麻禁止令の効果とその撤廢

裾麻仕譯禁止令の實施せられた一九二一年九月一日以降は新に「J」から「DM」までの裾麻を梳製しても、これを従來通りの等級名稱を以て取扱ふことが出来なかつたのであるから、其後における裾麻の産額が著るしく減少したことは明かである。然しながら「I」格見當の麻を梳製する場合には作業や乾燥の工合で「I」よりも色合の劣つた繊維が相當出来ることがある。この色合の劣つた繊維を如何に取扱ふべきかについては何等特別に規定されなかつたので、従來の法規に従つてYダメージとするより仕方がなかつた。禁止令實施中のO・T・Y産額は月に平均四千六百俵の多數に達し、過去數ヶ年の平均月産額千八百俵であつたのに比較して二割半以上の増加を示したがこれは上記の理由により「Y」の産額増加の結果であつた。

又、禁止令の實施數ヶ月後も、引つゞき裾麻の産額が月々相當の増加を示したが、これは地方における纖維検査官がその生産仕譯を默認した結果と推察される。

右の如き實情で、裾麻生産禁止の効力は絶対的のものではなかつた。しかし、當時禁止令が目的としてゐた比律資滞貨の處分は着々促進せられ、一九二一年の十二月末になほ十三萬俵内外の舊仕

譯品を残して居つたものが、翌年の四月までには殆んど一掃せられて了つた。

かくて、裾麻の仕譯禁止令は最早その存続の意義及び効果を減じたので、早速その撤廢が豫想されてゐた時にあたり、一九二一年五月十六日比律資農務局は各地駐在の纖維検査官に訓電を發し、六月一日より禁止令の嚴重勸行を命令したが、その後旬日にして同月三十一日比律資總督の名を以て、裾麻仕譯禁止令は一般の公益に反するものであるとの理由の下に、六月一日附之を撤廢する旨を布告した。比律資總督の發布した命令の原文は次の如きものであつた。

Administrative Order No. 13 of the Bureau of Agriculture, Department of Agriculture and Natural Resources, dated July 20, 1921, is this date revoked, as its further continuance is believed Prejudicial to public interests.

斯くの如くにして裾麻の仕譯禁止は解止されたが、この猫の眼のやうに變化する比島政府當局の方針によつて、去就を誤まり痛手を蒙つた麻取扱商は決して少くはなかつたのである。

第五篇 我國におけるマニラ麻の需給

第一章 平時の需給と事變以後の概況

第一節 平時の需給状態

従來比律賓から我國に輸入されるマニラ麻（マゲー、サイザル、カントン・ファイバー及びバコールを含む）は支那事變前の昭和十一年において五十八萬四千六百二十八俵（内譯マニラ麻四八二、八八二俵、マゲー六八、六六八俵、サイザル三一、四九〇俵、カントン一、四八二俵、バコール一〇六俵）であつて、平時の輸入數量が大體約五十九萬俵に達してゐた。これを大正五年以降同九年に至る五年間の平均輸入數量八萬俵であつたのに比較すれば、二十年間に約七倍強の増加を示して居り、我國において之等硬質纖維類を原料とする諸工業が近年如何に躍進的な發展を遂げてゐるかを窺ふことが出来るのである。而して五十九萬俵といへば、比律賓における全産額の約四割に相當するもので、この意味において日本は、比律賓纖維の最も有力なる需要國である譯である。然

らば、これら輸入纖維の事變前における需給状態はどうであつたかといふと、製網用三十六萬俵（漁業用二十八萬八千八百俵、船舶用五萬四千俵、陸上用一萬八千俵）、製紙用二十一萬五千六百俵（内需十八萬一千五百俵、輸出用三萬四千百俵）輸出麻真田用一萬四千四百俵と、概略このやうな用途に振り向けられてゐたのである。

第二節 事變後輸入制限の影響

以上のやうに、事變前における我國マニラ麻類の需要數量は大體一ケ年六十萬俵であつて、一ケ月平均五萬俵を消費して居たのであつたが、昭和十二年一月、政府が國際收支の適合を圖る建前から、爲替管理を強化して輸入の許可制を実施するに至つた結果、マニラ麻の輸入も抑制せらるゝ形となり、爲替の許可が甚だしく遅延するに至つたので、製網界を始め、マニラ麻を原料とする工業界は、こゝに原料不足を訴ふるに至つた。しかも、幾ばくもなく、同年七月支那事變の勃發を見るに及んで、本品の輸入はますます困難となり、特に製網界の如きは、わが漁業並びに海運國策上におけるマニラ・ロープの重要性に鑑み製品の圓滑なる配給を期するために、是非共マニラ麻の輸入制限を緩和すべきであるとし、卒先して關係當局に陳情を行つたほどであつた。

斯かる間にあつて、事變は遂に長期戦へと發展し、時局は更に重大性を加へ、戦時資材の輸入は増大を示す一面、巨額の入超克服に當らなければならぬ困難な時期に當面し、斯くて同年九月時局の急務に對處するために臨時議會（第七十二回帝國議會）が開かれ、臨時軍事費豫算その他重要法案を可決したが、その際「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」が可決公布され、その第一條に於て「政府ハ支那事變ニ關シ國民經濟ノ運行ヲ確保スルタメ特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シテ輸出又ハ輸入ヲ制限又ハ禁止ヲ爲シ得ルことが規定され、之に基いて商工省令「臨時輸出入許可規則」が制定公布されて、棉花、羊毛、麻、木材、バルブ、皮、ゴム等わが國の重要輸入品として年々巨額の輸入を要する物品について或る程度その輸入を制限することとなり、之等の輸入に對して商工省の許可を要することとなつた。

斯くてマニラ麻は同年第一回分として十二月に一萬五千俵の輸入許可があつたので、同年中の輸入高は結局四十四萬四千八百六十八俵（内譯マニラ麻三六五、二八〇俵、マデー五七、四三三俵、サイザル四、九六三俵、カントン一六、四六三俵、バコール七二九俵）となり、不足勝ちながらも重要方面への資材供給に辛うじて支障なきを得たのであつた。

第三節 原料配給統制の實施

事變第二年の昭和十三年に入つては、上半期において二月に五萬俵、四月に五萬六千五百五十俵の輸入許可があつてから、七月の第三回許可まで、殆ど三ヶ月に亘り全然輸入許可がなかつた。このために、マニラ麻工業界は極度の原料難に陥り、或る一部においては事業の休止或はその縮小をなすの餘儀なきに至つたものもあつた。これより先き、政府は長期持久戦に對處すべき物資の需給調整に對して着々計畫の歩を進めてゐたが、六月二十三日に至つて、所謂物資動員計畫を發表して

(一) 爲替相場の堅持、軍需資材の供給確保、輸出の振興及び國民生活維持の爲めの物價騰貴を抑制するに必要な措置、基準價格又は公定價格の設定等の外消費節約及び配給統制を併せ強化し物價の引下げを行ふこと(二)一般物資につき極力消費節約を圖ること、特に輸入物資については必要に應じ使用制限乃至禁止、代用品使用強制等の方法により、國內不急用途に對する物資の消費節約を徹底強化すること(三) 輸出増進のため綜合計畫の下に之が一般的促進策を強化すること、特に製品の輸出と其原材料とのリンク制による輸出用原材料の輸入確保、輸入原材料の國內消費と輸出用とを區別し、輸出用原材料の國內消費轉用の防止(四) 主要物資につき輸入及び配給の適正圓滑を圖るため、配給制度その他の機構を完備すること(五) 貯蓄の普及徹底(六) 官民一體簡素な

る非常時國民生活様式の確立(七) 主要物資の増産措置(八) 軍需工業能力増進の措置(九) 廢品回収の組織化

(一〇) 轉業及び失業對策

の諸方策の徹底的實行を期する旨の政府聲明を發表すると共に「輸出入品臨時措置法」に基き、主なる資源として

鋼材、銑鐵、金、白金、銅、黃銅、亞鉛、鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、アルミニウム、石綿、棉花、羊毛、バルブ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、タンニン染料工業鹽、ベンゾール、トリオール、石炭酸、硝酸、ソーダ、苛里、磷礦石

の三十三品目を擧げて、之に對する消費規正及び配給の統制が行はるゝこととなり、又製品販賣價格においても「物品販賣價格取締規則」の公布により公定價格制度が實施され、第一回指定品目として麻製品以下十四品目を指定告示されたのであつた。

かやうにして、マニラ麻においても其の需給計畫が樹てられ過去の實績により漁業用八十%、船舶用十五%陸上用五%の比率が決定せられ、原料及び製品の戦時統制化の整備と相俟つて、同年八月分から毎月商工省の用途別配給割當に基き輸入が許可されることとなつた。この用途別割當の基準は昭和十一年の使用實績により、企畫院に於て比率を決定したものである。

かくして十三年中におけるマニラ麻の輸入數量は有爲替無爲替合計三十三萬二千百五十三萬俵で用途別に示すと次の通りである。(單位俵)

	製網用	製紙用	眞田用	其他	合計
第一回(二月)	三九、五〇〇	八、七〇〇	一、八〇〇	—	五〇、〇〇〇
第二回(四月)	三二、六五〇	二一、七〇〇	二、二〇〇	—	五六、五五〇
第三回(七月)	二四、三九二	四、三八二	七〇〇	二一五	二九、六八九
第四回(十月)	四〇、二三一	四、三八二	七〇〇	一一五	四五、四二八
第五回(三月)	四八、五九二	七、四五一	—	二三〇	五六、二七三
第六回(六月)	四四、三二四	九、七四八	—	三〇〇	五四、三七二
第七回(九月)	一五、二九六	四、一一三	三五〇	四九三	二〇、二五二
第八回(十二月)	一一、〇九三	六、〇一七	三五〇	五四一	一九、五八九
累計	二五七、〇七八	六六、四九三	六、一〇〇	一、八九四	三三二、一五三

(註) 國家總動員法第十九條に基き昭和十四年十月十八日勅令第七〇三號を以て價格統制令が公布實施された結果、物品販賣價格取締規則は廢止となつた。一部の例外規定を除き他の總ての價格は本令に依り主管大官が指定告示することとなつた。

第四節 配給統制機構の概要

上に述べたやうに、商工省において用途別輸入割當を決定したマニラ麻は、どのやうな徑路を経て製品化しその配給が行はれるか、その機構の概要を示すと次の如くである。先づ用途別輸入割當の發表と同時に、マニラ麻輸入業者の團體である日本マニラ麻輸入同業會に對して會員各社の輸入割當が決定され、これに基いて輸入業者團體は更に大藏省の許可を得て麻を輸入するのである。斯くして輸入された麻の國內配給は需要先別の團體に於て夫々生産を統制される。即ち製造業者の統制團體である日本マニラ麻工業組合聯合會(麻網工聯)、マニラ麻製紙統制會、和紙輸出振興會、日本輸出眞田工業組合聯合會、鋼索麻芯配給會等の各團體へ配給され、これ等各團體から更に所屬組合員の工場へと配給が行はれてゐるのである。

一、製網用

マニラ麻原料の配給は以上の順序によつて行はれるが、特にその消費の六割を占める製網用に就ては麻網工聯の原料配給に先だつて消費者側に於る統制が行はれる。即ち製網用は漁業用、船舶用陸上用の三需要部門に分ち、漁業用は全國漁業組合聯合會(全漁聯)、船舶用は日本船用品協會内にある船舶用マニラ索配給委員會が主體となつて、製品の配給決定數量に對し割當證明書を發行して製品の圓滑なる配給に當つてゐるのである。陸上用についてはまだ切符制度が實施されてをらぬが

これも近く切符制度が行はるゝ筈である。

(イ) 漁業用

漁業用マニラ麻綱及び網の配給に關しては、農林省において其の需給調整を行ふのであるが、配給の順序は、先づ各道府縣において麻綱麻網の需要數量を農林省に申請し、農林省では之を査定の上、關係道府縣と全漁聯並に日本マニラ麻綱工聯へ通知し、全漁聯の指示により各道府縣漁聯において切符(割當證明書)を發行し、之を各組合を通じて漁業者に交付するのである。そして、漁業者は直接製造業者へ或は既存の配給業者たる商人を通じて切符を提示して製品の注文を發する。注文を受けた製造業者は麻綱工聯へ對して原料の配給を要求すると、麻綱工聯では整理の上、所屬組合を経て原料の配給をなし、前記の切符は麻綱工聯に残される。之は昭和十三年八月より實施されたのであるが、同十四年十一月二日農林商工兩省の間に於て、漁業用マニラ麻漁網綱の配給統制要綱が決定し、之により漁業用マニラ麻製品の生産並に配給の統制は更に整備された。

該要綱によると(一)商工省は漁網綱用マニラ麻の配給數量を、漁網綱の配給月の二ヶ月前に決定し、農林省は之に基き其の數量の範圍内に於て生産し得べきマニラ麻漁網綱を、海洋漁業者團體及び道府縣別に配給割當をなすと共に、商工省に其の割當を通知する。(二)道府縣は農林省よりの

割當通知に基き、管内需要者又は其の團體に割當をなすと共に割當證明書を交付する。(三)證明書の交付を受けた者は之に基き統制會社に對し漁業組合又は商業組合を通ずる等の方法により製品の注文をする。(四)日本マニラ麻綱工業組合聯合會所屬組合員をして夫々統制會社を設立せしめ漁業用マニラ麻綱及びマニラ麻漁網の製造を一手に統括せしむる。

(一)統制會社に對し漁網綱用マニラ麻の割當をなす。(二)統制會社は右割當に基きマニラ麻を一手に購入し、之を所屬の工業組合員に割當加工せしめる。(三)統制會社は其の引取りたる漁網綱を全國漁業組合聯合會、海洋漁業者團體、各道府縣別商業組合に販賣する。
といふことになつてゐる。(附録篇統制團體要覽中、「日本マニラ麻綱株式會社」の項参照)

(ロ) 船舶用

船舶用は日本船用品協會内に設置されてある船舶用マニラ索配給委員會(日本船主協會專務理事、造船聯合會常務理事、日本船用品協會理事長、日本マニラ麻綱工業組合聯合會理事長、船具商代表を以て組織す)において遞信、商工兩省監督の下に、其の配給割當を行ふのであるが、先づ船舶用マニラロープ原料の配給割當が決定すると、配給委員會を開いて之によつて製造せらるべきマニラ

ロープの數量を 一、船主直買(代理店扱を含む) 二、造船所直買(代理店扱を含む) 三、商店賣の三に配分を決定し、配給委員會の發行する割當證明書と引換へに製品の供給をなさしめることになつてゐる。尙船舶用マニラ索配給委員會による船舶用マニラロープの配給は昭和十四年二月から實施されてゐる。

(ハ) 外地の配給統制

内地におけるマニラ麻綱及び綱の配給統制は大體右の如くであるが、外地においては朝鮮、樺太、臺灣及び南洋は拓務省、北支は興亞院、關滿は對滿事務局においてそれ々々之を主管し、内地において製品となしたるものを企畫院の定めたる比率に従ひ、各主管官廳の發行したる割當證明書により配給を行つてゐる。

二、眞田用麻の統制

眞田用のマニラ麻は日本輸出麻眞田工業組合聯合會の統制下にあつて、マニラ麻輸入同業會より全國輸出眞田捲糸工業組合へ配給し、その製品は日本輸出麻眞田工聯を経て日本麻眞田輸出組合へ渡り海外へ輸出される。

三、製紙用マニラ麻

製紙方面のマニラ麻配給には和紙輸出振興會とマニラ麻製紙統制會が之に當つてゐる。前者は輸出和紙抄造業者及びその工業組合を以て組織し、輸出和紙の注文を受けたる者に對しマニラ麻を配給する。尙ほこの輸出和紙については昭和十三年六月から個人リンク制が採用されてゐる。後者のマニラ麻製紙統制會は、機械漉業者にして商工省指定品目(三十三種)の抄造實績を有する者を以て組織し、その比率に従ひ原料の配給を行ふこととなつてゐる。

四、ワイヤロープ用

ワイヤロープ用マニラ麻の配給については鋼索麻配給會なるものが、日本鋼索製造工業組合の組合員によつて組織されてをり、この配給會において配給の統制に當つてゐる。

五、其他の方面の統制

右の外、マニラ麻は検尺、疊表經糸、田植紐用等に使用されるが、これ等はそれ々々の關係團體において配給統制を行つてゐる。

第五節 代用纖維の登場

一、マオラン

以上述べたやうに、平時における我國マニラ麻の需要が六十萬俵であつたものが、事變後約半數に減少するの餘儀なきに至つた結果、原料不足は一般的となつた。そのため、從來曾て我國に栽培を試みられたマオラン（ニュージールランド・ヘンプ）が時を得顔に再び登場して代用纖維としての王座を得んと盛んに喧傳されたが、之が栽培に對しては農林省は依然として反對の方針を以て臨んでをり、且つ原料としての價值としてよりも、生産者の採算關係から原料價格が高きに失する等のため未だ普遍性を持つに至つて居らぬ。思ふにマオランが代用品としての普遍性を要求するには、生産費の低廉を先決條件とし、纖維價格の比較的廉價であることを當然とするので、目下の現状では安價にして豊富なる原料の供給は困難と見られ再検討を要するものとされてゐる。

二、國策纖維サイザルの自給

これに反して、東京製綱株式會社が夙に原料自給の重要性に鑑み臺灣南部にサイザルを栽培し、マニラ麻の代用としての効果を擧げ來つたことは特筆すべきである。即ち同社は傍系會社臺灣纖維株式會社をして臺灣が帝國領土となつた直後、明治三十二年に同島の南端高雄州恒春の地をトしてサイザル麻の原産地メキシコより最優良の苗種を輸入の上移植し爾來幾多改良の結果、品質耐張力共に外國品以上に優良なるものを産出し、この原料を以てロープを製造してゐるが、最近の原料年

生産額は四百噸以上に達すると云はれ、現在の如きマニラ麻不足の時代に斯くの如き好成績を示しつつあることは特に注目に値する所であると共に、これこそ眞の國策纖維の名を冠すべきものであらう。

第二章 我國製綱事業の沿革並に現況

第一節 製綱事業の沿革

由來我國は四面海を以てめぐらし、その地形の關係から自然漁業に適して居り、又交通及び運輸に水運を利用することの多いために漁業及び水運に使用する麻綱類の製造が遠い時代から行はれた形跡があるが、文獻が残つてゐないから之を知ることは出来ない。けれども勿論機械力によらず手工品であつたことは明かである。我國に於て機械を用ゐて麻綱を作つたのは東京製綱株式會社常務取締役戸村理順氏の説によれば、元治元年に徳川幕府が計畫した横須賀製鐵所（今の横須賀海軍工廠の前身）の中に、慶應二年に至り製綱工場を設け、佛國シエルプール造船所の製綱職工を聘して

麻網を作つたのが最初であると云ふ。次にマニラロープは明治二十年に東京製網株式會社が設立せられ、英米より機械を購入し、技師も英國より招聘して製造法を傳習したのが日本における民間の機械製網の鼻祖である。同社は明治二十年に澁澤榮一、益田孝、渡部温、山田昌邦等諸氏により資本金僅に七萬圓を以て創立せられたもので、初め麻布四ノ橋に機械の音を擧げ、爾來五十餘年間に月島製網、日本製網及び横濱製網の諸會社を合併して、資本金一千五十萬圓(拂込済)を擁し、川崎工場(ワイヤロープ及びマニラロープ)を始め、兵庫工場(マニラロープ)小倉工場(ワイヤロープ)の各工場を經營し、麻網は我國の需要の五割を、ワイヤロープはその七割を供給してゐる現狀で、名實共に我國最大の製網事業會社として益々聲價を高めつゝあるのである。尙ほ同社が創立後明治二十三年に至り、同社製品の價値を認められ、前記横須賀海軍工廠の製網工場を廢し機械を同社に拂ひ下げられたが、その機械は今日尙同社工場の一部に使用されてゐる。

第二節 製網事業界の現況

東京製網株式會社の設立後わが國一般産業界の急速なる發展に刺戟されて、各地に製網事業經營の會社或は個人工場が設立され、年々増大し行く需要に對して圓滑なる供給がなされ、これら各工

場において使用するマニラ麻原料は、昭和十、十一年度における實績に徴すると平均一ヶ年三十九萬俵(一千三百萬貫)に達してゐたのである。然るに前述の如く、昭和十二年秋に至りマニラ麻の輸入が制限さるるに至つた結果、原料の配給統制を圖るため工業組合の結成が計畫され翌十三年春全國を四地區として各單位組合が設立され、ついで之等組合の中央組合として日本マニラ麻網工業組合聯合會が組織され事業として一、統制。二、原料の割當製品の配給。三、營業に關する指導研究及び調査等を行ひ、統制上各般に亘り完璧の態形が出来上つたのである。而して同聯合會の包容する四組合(東京、石川縣、中部及西部)の組合員總數は百〇六名(昭和十四年十二月現在)にして、之に對する原料の配給割當方法は聯合會に於て各組合員の昭和十年、十一年度における原料使用實績並に工場機械臺數及び動力使用量等を參酌して作成したる比率により、各組合員に割當配給を行ふもので、之が運用により戰時に處する原料統制の實績を擧げてゐる。(附錄篇統制團體要覽中「日本マニラ麻網工業組合聯合會」の項參照)

第三節 マニラロープ製造工程

マニラ・ロープの製造については、その工程に入る前に纖維の試験が行はれる。即ち原料たる各

種の繊維につき試験機により一々その耐張力を試験し、規定の耐張力をもつ強靱な繊維のみを採用するのである。尙ほこの外、繊維の成分、組織等を精査する必要がある場合には分析試験及び顕微鏡試験を行ふこともある。かくして、原料として適当と認められたマニラ麻は、先づ麻扱機に掛けられロープ油を注ぎながら繊維を梳解し、整條機に移して整齊し、更に仕上機で紐状に仕上げ、製糸機にてヤーンを造るのである。このヤーンの良否は綱の製造並に破断力の上に大なる関係があり、精選された原料で製したヤーンでも撚り及び太さが不同であると破断力が乏しいものであるから、製糸機で造り上げられたヤーンはヤーン試験機でその耐張力を試験し規格に合格したものののみを選んで次の工程に移すのである。即ちヤーンは數本乃至數十本宛を子繩機に掛けて子繩を作り、その三本或は四本を撚網機にかけて子繩の撚と反對の方向に撚り合せて綱を造り上げるのである。かくして出来上つた綱は破断力試験機に掛け指定破断力の有無を検査するのである。

尙、参考のため日本標準規格の麻索附表中、マニラ索に關するものを抄出して左に掲げる。

マニラ索標準規格 (重量は百 mニ付 k.g)

徑	子繩の數	切斷荷重		重量	
		普通索	特別索	普通索	特別索

四	二	〇、〇七〇	—	一、一〇	—
六	三	〇、一五七	〇、二六九	二、六〇	二、六四
八	三	〇、二七九	〇、四五九	四、六〇	四、七〇
一〇	五	〇、四三六	〇、六九五	七、二〇	七、三四
一二	六	〇、六二六	〇、九七六	一〇、四〇	一〇、五七
一四	八	〇、八五二	一、三〇一	一四、一〇	一四、三九
一六	一〇	一、一二二	一、六六七	一八、四〇	一八、七九
一八	一三	一、四〇五	二、〇七五	二三、三〇	二三、七八
二〇	一六	一、七三三	二、五二五	二八、八〇	二九、三六
二二	一九	二、〇九四	三、〇一四	三四、八〇	三五、五三
二四	二三	二、四九〇	三、五四四	四一、四七	四二、二八
二六	二七	二、九一八	四、一一三	四八、六七	四九、六二
二八	三一	三、三八一	四、七二〇	五六、四五	五七、五五
三〇	三六	三、八七七	五、三六七	六四、八〇	六六、〇六
三二	四一	四、四〇六	六、〇五一	七三、七三	七五、一六

第五篇 我國におけるマニラ麻の需給

三五	五〇	五、二六二	七、一四九	八八、三五	八九、九二
四〇	六四	六、八五三	九、一六四	一一五、二〇	一一七、四四
四五	八二	八、六四八	一一、四一八	一四六、二五	一四八、六四
五〇	一〇〇	一〇、六四六	一三、八四九	一八〇、〇〇	一八三、五〇
五五	一二二	一二、八四四	一六、五七一	二一八、八〇	二二二、〇四
六〇	一四四	一五、二四一	一九、四八二	二五九、二〇	二六四、二四
六五	一六九	一七、八三五	二二、六〇九	三〇五、二〇	三一〇、一二
七〇	一九六	二〇、六二四	二五、九五二	三五二、八〇	三五九、六六
七五	二二五	二三、六〇六	二九、五〇四	四〇五、七〇	四一二、八八
八〇	二五六	二六、七八〇	三三、二六八	四六〇、八〇	四六九、七六
八五	二八九	三〇、一四三	三七、二三八	五二一、八〇	五三三、三〇
九〇	三二四	三三、六九四	四一、四一五	五八三、二〇	五九四、五四
九五	三六二	三七、四三一	四四、九〇五	六四九、八〇	六六二、四四
一〇〇	四〇〇	四一、三五一	五〇、三八二	七二〇、〇〇	七三四、〇〇

特別索とは類似纖維を含まざる純良マニラ麻を用ゐる製造したるもの

第三章 我國における麻真田の製造

第一節 我國麻真田の起源

我國における麻真田の製造は明治三十七年頃にその源を發してゐるが、その發達の徑路には神戸港から傳播したものと、横濱港から普及したものと大體二つに分けることが出来る。

横濱港においては、明治三十七年末、上瀧貿易株式會社へ英國から麻真田の引合があつたのを始めとし、これと相前後して各商店に照會が來たので、在來の手廻し紐打器械を使用して麻真田の試製を行つてみたが、何れも成績不良であつたので一時製造を中止した。然るに越えて同三十九年には麻真田の注文が殺到して製造上の研究を促し、同年始めて我が國麻真田輸出の端緒が開かれたのであつた。一方又、神戸港においては、明治三十八年三月頃同地の三宅商店が神戸在住の外國商館から提示された麻真田の見本にもとづいて試製に着手したのを初めとするが、その成績が比較的良好だったので、祕密裡に規模を擴大し動力を使用して製造に従事してゐるが、注文の漸次増加するに従つて一般の注意を惹き、次第に隣接の各地方に傳播せられた。横濱、神戸の二都に創業を見た

麻真田の製造は明治四十年から四十三年の間に各地方に普及されたが、東海道關東及び北陸方面は主として横濱から傳播し、名古屋以西の地方は主として神戸から傳來したものである。又、麻真田製造の起つた當初はすべて手廻し器械を使用してゐたものが、海外好況の影響を受けて需要が著るしく増加したために動力を使用するやうになり、こゝに我が國の麻真田製造業は明治四十五年を以て一大膨脹を劃し、大正六年の最盛期には麻真田の製造に従事する職工数は二十四萬七千人、製造戸數九萬九千戸器械臺數六萬臺と云はれ、すべて電力を以て運轉されたのであつた。爾後時代の推移と共に、横濱、神戸の隆盛は次第に地方に移り現在は主として北陸、關東及び東海道地方において製造せられ、原料マニラ麻も殆んど横濱で取扱はれてゐる。尙ほ最近昭和八年より十年に至る三ヶ年間に於ける内地麻真田の地方別生産を示すと次の如くである。(數量單位束)

内地ニ於ケル麻真田ノ地方別生産高

府縣名	昭和八年	昭和九年	昭和十年
數量	價格	數量	價格
茨城	六〇四、三〇〇	六〇、四〇〇	—
千葉	三六、一〇〇	六、四〇〇	—
		三六、三七三	九、四七七
		三三、九七七	七、一〇〇

東京	一七〇、七〇〇	三三、七四三	一三九、〇〇〇	五四、八〇〇	一四六、〇〇〇	五八、四〇〇
神奈川	三、〇〇一、八六三	八四、三六六	五、七二一、七〇九	一、三三〇、四九六	二、六四三、〇七七	八三三、八三三
新潟	四、一六三、三三二	八四〇、〇〇〇	五、三三三、六六八	九六九、一五三	四、三六六、一八〇	六八、五七〇
富山	三〇、〇〇〇	四、五〇〇	三六、〇〇〇	三、一三〇	三三、〇〇〇	三、三三〇
石川	二六、七六八	一、一、七四七	四九七、五〇一	一四、九九五	七六、八六一	四三、六〇〇
長野	三三、六六六	八、五〇〇	五、四〇〇	二四、〇〇〇	四、二六〇	三、四、四七
静岡	五五〇、〇〇〇	六、八七七	三三〇、九〇〇	六九、七四四	三九七、七〇〇	六二、三三三
愛知	六、四四、六七〇	六八、一〇一	六、五五七、三三四	一、八三四、五五四	三、七五七、七二二	八九、七二二
京都	一、三三三	三〇〇	三、八〇〇	三、五六〇	—	—
計	一五、三〇、八七〇	二、九七、五六四	一八、六七、九四三	四、三三、九二二	二、三六三、五三七	二、四四、三三三

第二節 麻真田の製造法及種類の變遷

麻真田の製造法は各地とも大差なく、大體左の如き工程を経て製造されるのである。

一、眞田糸

まづ最初にマニラ麻の纖維を織ぎ合せて真田糸を作る。この真田糸は加工の方法と使用の目的により手繼糸、連續糸及び麻モールの三種に大別される。

(イ) 手繼麻糸(麻玉又は紐)

長さ五尺乃至八尺の麻の纖維を一本づゝ手指を以て織いだものである。これを關東及び北陸地方では直徑三、四寸の玉にし、關西地方では紐とする。麻糸の手繼は主として農家の副業で、十匁を單位として賃銀を定めてゐる。

(ロ) 連續糸(マケ)又はマケ)

平均三本乃至五本のマニラ麻の纖維を非常に細い絹糸又は人造絹糸を以て外卷にし、連續した糸とするのであつて、すべて器械によつて作業する。連續器械の運轉には動力を使用するものと、足踏みで廻轉するものと二種があり、前者は主として真田製造業者の使用する所であり、後者は麻糸の連續を專業とする者および家内賃仕事をする者に使用せられてゐる。

(ハ) 麻モール

絹モール或は裝飾用モールの製造と同様にケバをなす辨片の大部分に連續麻を切斷して用ゐる、綿糸を芯糸としてモール製造器械にかけて作つたものである。

二、管卷及び給濕

(イ) 管卷とは真田糸を真田編組器械に取付けるべき木管に巻き付ける作業である。管卷は真田の製造工場に行ふ場合が多いが、賃仕事として農家の副業によることも少なくない。

(ロ) 給濕とは管卷した真田糸に相當の濕氣を與へることである。マニラ麻の纖維は乾燥すると切れやすくなるのみならず、連續麻においては外卷の絹糸と麻の纖維が密着しないことがあるので空氣の乾燥してゐる地方では木管に巻き付けた真田糸に適當の濕氣をあたへるのである。しかし湿度の高い地方では給濕を行ふ必要はない。給濕の方法としては單に水中にひたすもの、霧吹きするもの或は蒸氣を通するもの等があるが、製品に及ぼす影響は何れも良くなく、真田に編んだ後乾燥するに伴ひ弛緩するものや、甚だしきは腐敗の原因をなすものがあると云はれてゐる。

三、編組

(イ) 普通真田の七打又は十三打は真田糸を卷付けた木管七箇又は十三箇を真田編組器械に取付け、一定の傾斜角度を保つて、各糸を交叉して編んだものである。

(ロ) ヘチマ真田は纖維の太い手繼糸を用ゐる、編目を大きくしたものにすぎない。

(ハ) モール真田とは麻モール、經木モール、綿モールの器械にて編んだものである。

四、仕上げ

麻真田の仕上げ作業は真田の毛羽切及び製反の二つに區別することが出来る。又真田を海外に輸出するまでには更に硫黄を燻蒸して漂白を行ふのである。

(イ) ケバ切 編み上げたまゝの真田には側面にケバが多く出るので製反前に器械にかけてこのケバを切り取るのである。製反後更に外面に出るケバは鉄で切りとつたりガスで焼いて體裁をよくするのである。

(ロ) 製反 製反の形式については主務省の訓令にもとづき組合側で次のやうな規定を設けてゐる。

麻真田又は麻を主要原料とする真田は一定の卷枠を用ゐる七列十二重、又は七列二十五重に仕立て一反とする。普通真田は一反の長さ八十ヤールとなり、モール真田は一反の長さ六十ヤールとなる。

真田の卷枠には腕木の厚さ二分以上幅一寸五分以上、兩腕木外端間の長さ九寸五分五厘のものを用ゐる。

麻真田の結束にはすべて白色の紙テープを使用する。尙ほ麻真田の一束はは六十ヤールを以て計

算するのである。

第三節 輸出麻真田の産額

前述したやうに、麻真田の製造は大正五、六年頃において全盛期を示し、大正六年の如きは生産額四千四百四十六萬五千八百八十九束、その内輸出三千二百七十六萬四千四百束、價格一千二百八十三萬六千八百五十二圓に達してゐるが、その後生産輸出共漸減の傾向を辿り、昭和十年の生産は一千百三十八萬二千五百二十七束、輸出八百二十五萬一千束價格二百四十八萬九千二百四十八圓に激落してゐる。麻真田は従來主として婦人帽の原料として獨逸及び英吉利を主とし北米合衆國、佛蘭西等へ輸出されたものであるが、近年その需要減少のため、麻真田製造事業の退歩を見るに至つたものである。

因に支那事變勃發の昭和十二年度以來マニラ麻の輸入制限に伴ひ、真田用マニラ麻も同十二月より消費を規正され、大體一ヶ年八千俵配給割當を行はれてゐる。

内地麻真田生産及貿易

(商工省統計表及日本外國貿易年表に據る)

年次	生産量	産格	輸量	出格
大正元年	—	—	一四、三九七、五二七	七、二六〇、二六四
同 二年	—	—	二三、六一二、九二六	一〇、〇九四、四〇六
三年	—	—	二七、〇六六、四一〇	一一、一〇二、三八二
四年	三一、六六六、九三一	八、一七八、八〇九	三八、一二七、二一五	一一、〇二三、三八二
五年	四二、九六六、〇三二	一一、〇〇一、七一一	三九、七七六、〇四五	一一、六〇一、六二六
六年	四一、四六五、一八九	一二、一八二、九八五	三三、七六〇、〇四五	一一、八三六、八五二
七年	三九、一四一、〇四五	九、九九二、八九七	二〇、七二一、七一九	七、七一八、八五四
八年	一六、四三三、五〇八	五、四八〇、一二二	一八、六六九、〇〇〇	六、九九二、〇〇〇
九年	一五、四四〇、一四八	四、〇〇二、一六六	一四、〇四五、〇〇〇	五、七三一、六八八
十年	一五、三七八、六九九	四、一七三、八六八	一五、一八七、〇〇〇	四、七二八、九〇四
十一年	八、七九七、九二六	二、三五八、六七九	一八、七〇五、〇〇〇	六、七〇八、五四四
十二年	一四、八〇五、五二八	五、二九六、五二一	一五、四七三、〇〇〇	六、〇六五、三六三
十三年	一三、五九三、三六九	四、四六四、四二四	一七、一四二、〇〇〇	五、五八七、九四三

年次	生産量	産格	輸量	出格
十四年	二〇、九五二、二〇八	七、七一一、〇六九	一九、七四九、〇〇〇	七、八一四、〇〇〇
昭和元年	一九、九一八、三〇八	五、八七八、二六八	一七、五七二、〇〇〇	六、八五一、〇〇〇
二年	一三、一六五、三六一	四、二六六、三八〇	一一、〇四五、〇〇〇	五、三八三、〇〇〇
三年	七、一五一、六二四	二、一七六、九五五	五、六三一、〇〇〇	二、四五八、七八六
四年	八、三五六、六〇二	一、五九六、一七五	四、五九二、〇〇〇	二、二五〇、四一五
五年	七、三八一、〇九七	一、二九九、七二八	三、七〇三、〇〇〇	一、八五三、〇二二
六年	六、一五一、八七七	一、〇〇一、九〇四	三、三三八、〇〇〇	八七四、六四九
七年	一〇、九五〇、八七三	一、八五九、五六二	七、八四五、〇〇〇	一、七七九、〇〇〇
八年	一五、三二〇、八二七	二、九六七、五六四	一四、一二九、〇〇〇	四、九四六、〇〇〇
九年	一八、六七七、九四五	四、三五五、九一二	一七、七九七、〇〇〇	六、三九五、八五四
十年	一一、三八二、五二七	二、五四一、二二一	八、二五一、〇〇〇	二、四八九、二四八

第四章 マニラ麻製紙の沿革

第一節 麻製紙の研究時代

我が國におけるマニラ麻製紙の沿革は、曾て堀内製紙會社が、眞田用マニラ麻の仕譯屑を使用し、キレー紙と稱する化粧紙を製造して居つたことから考へると、製紙原料としてマニラ麻の使用は可なり久しい前から行はれたものと見られるが、同社は製造原料の内容を公表せなかつたために一般の注意を惹くに至らなかつた。然るに大正九年の末からは、各地の和紙製造家が、争つてマニラ麻の製紙法を研究し、益々これを使用して各種の和紙を抄造するやうになつたため、我が國のマニラ麻需要額は急速に増加し、大正十年においては在來の製網及び眞田の製造における使用高を凌駕するに至り、爾來極めて長足の進歩をなして今日に至つたものである。而してこれにはいろいろの事情と原因があるが、要するに紙類の需要増加に對する和紙原料の供給不足と製紙原料としてのマニラ麻の特質等が擧げられるのである。

第二節 和紙原料の不足

いはゆる和紙は、従來わが國の特産品とも云ふべき楮および三椏を主要原料として居つたが、この製紙原料たる楮および三椏の産額は、需要の増加に逆行して年々減少の傾向を辿り、したがつて市價は著るしく昂騰を來して、大正九年當時における和紙製造業者の蒙る苦痛と打撃とは少からぬものがあつた。そこでバルブや反古、綿屑などを代用として原料需給の緩和につとめたけれども、これらの代用原料は紙質を低下せしめて、和紙特有の強靱性を減殺する缺點があり、ある程度まで配合原料として用ゐることが出来ても、楮又は三椏に代るべき主要原料として使用することは勿論出来なかつた。かくの如き有様で、和紙製造家は楮及び三椏に代るべき適當の主要原料を徹底的に研究せんとする氣運が熟してゐた時に際し、大正九年春の財界恐慌と共にマニラ麻の市價崩落を契機として、これを和紙の主要原料として研究の對象となし、遂に同年十一月頃からこれを以て和紙の製造原料として使用せらるゝに至つたのである。今試みに當時大正九年末における楮及三椏とマニラ麻との原價計算を示すと

品名	市價	紙量歩留	紙量十貫原價
----	----	------	--------

半晒楮	十貫ニ付 一八圓	五〇%	三六圓
三極	十貫ニ付 二〇圓	五〇%	四〇圓
マニラ麻	三十二貫 三四圓	六〇%	一八圓

右の如く、紙量十貫を得るにマニラ麻は楮及び三極に比較して原料において十八圓から二十二圓も採算有利の状態であつた、加ふるに製紙工程においてマニラ麻は楮および三極に比し却つて容易であり、且つ繊維の煮熟及び漂白に要する薬品の分量も多くなかつたために、各地の製紙家は競うてこれを使用するに至つたのであつた。

第三節 マニラ麻の製紙的特質

元來、植物繊維が製紙原料として一般に使用に適するには、その原料の供給豊富であること、製紙作業簡易にして且つ多くの工費を要せぬこと、含有繊維の多いこと及び繊維に光澤或は強韌性等の特長を有することを以て條件としてゐるのであるが、マニラ麻は製紙原料としてこれらの諸特長をいづれも完備してゐるのである。

まづ第一の生産額については、國內産出の原料でないから、供給については制限を受けるが、兎

に角産地においては年々百五十萬俵内外（四千八百萬貫）の産出を見てゐるのであるから、供給に困難を感ずるといふことはない。次に製紙工程においてマニラ麻は作業が簡易である。即ち楮および三極はその選別において困難であつて、熟練した従業員でも一日に數貫の選別をなすに過ぎないが、マニラ麻は一人で容易に數十貫の選別をなすことが出来る。又、原料の煮熟も楮や三極のやうに枝がないから、不同を生ずるおそれがない。その他叩解、洗滌及び漂白等の作業も頗る簡易で三極にくらべて敢て譲らない。第三に纖維含有量の多少は製紙原料としての適否を決定する上に極めて重要であつて、一般に製紙技術者間においては纖維の含有量四割以下のものは勞費が徒らに多くして製紙原料として價値がないとされてゐるが、マニラ麻の製紙歩留を楮又は三極の歩留と比較するに何等遜色がないのみならず、價格の割合には寧ろ兩者を凌駕することは、マニラ麻製紙の創業當時土佐紙業組合試験所の發表した次の實驗成績がこれを證明してゐる。

マニラ麻ノ紙量歩留成績

等級	原料使用高	苛性曹達使用高	煮熟時間	漂白粉使用高	紙量歩留
E	一〇〇匁	一〇%	四時間	一〇%	七七匁
E	一〇〇匁	一五%	同	一〇%	七四匁

DL	YC	YB	UK J	US J	S ₁	S ₂	S ₃	I	G	F	E	E	E
一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆	一〇〇 匆
二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	二〇%	二五%	二〇%
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
六三 匆	六七 匆	六七 匆	六七 匆	七一 匆	六七 匆	七〇 匆	七〇 匆	七二 匆	七一 匆	七一 匆	七一 匆	七〇 匆	六九 匆

マニラ麻大観

二〇八

DM 一〇〇匆 二〇% 同 一〇% 六一匆

最後に繊維の長さ及び幅の大小は紙質の硬軟および強靱の度に至大な關係を有するもので、繊維の細長いものを以て製造した紙は、その質が概して緻密で且つ強靱であるが、マニラ麻は楮および三極に對して次の位地にある。

品名	繊維の長さ	繊維の幅
マニラ麻	平均 六耗	平均 〇・〇二四耗
楮	同 十二耗	同 〇・〇二五耗
三極	同 四耗	同 〇・〇一五耗

即ちマニラ麻の繊維の長さは楮と三極との中間にあり、幅は楮と略ぼ同様である。

特に近來紙類の需要増加に伴ひ、和紙の製造もその大部分は機械漉となつてゐるが、マニラ麻はピーターによる繊維の叩解が最も容易であるから機械漉に頗る好適して、各種の紙に應用使用せらるゝに至つたものである。

要するにマニラ麻製紙は、在來和紙の原料たる楮、三極の供給不足と價格昂騰に對し、マニラ麻原料の比較的廉價で入手し得られるのと抄造工程においても有利なる點が多々あるために、楮及び

三極に取つて代るに至り、この結果、楮、三極は特殊の和紙原料に使用せらるゝにすぎなくなつたのである。

第四節 製紙向マニラ麻の種類

マニラ麻製紙の初期時代においては、真田製造の際に生ずる麻屑が使用せられ、つゞいてはストリング及びトウを使用した例もあつたが、各工場が相ついでマニラ麻を使用するやうになつてからは、産額の少いストリング及びトウは忽ちにして供給不足となり、ダメージ物はもとより、製網用の長麻までも漸次盛んに使用されるに至り、現今では「J1」「J2」を最高級として長麻の裾物および「O」「T」「Y」等の廣汎な種類が使用されてゐる、その内最も使用數量の多い種類は「S2」「J1」「J2」「G」「Y3」で、次いで「Y2」「S3」「L1」「L2」「T3」等である。

第五節 マニラ麻の製紙工程

マニラ麻の製紙工程と云つても、他の原料を使用する場合と別段に異つた所はないが、繊維の特質に従つて特殊の処理を必要とするので、原質調整について簡単に一般の工程を述べておく。

一、選別

選別は煮熟の準備作業であつて、マニラ麻の中に混入して居る塵垢及び金茶色の繊維を限り除くのである。金茶色の繊維は楮で云へば燒苧に類似するものであつて、之が點在してゐる時は繊維の離解及び漂白が困難であるから、之を丁寧に選別する必要がある。選別の方法には種々あるが一般に行はれるものは麻の繊維を二、三尺の長さに切斷し手を以て選別する方法と、長い繊維を棒に掛け鉢を以て一々切り取る方法とある。紐麻には結び目が多くて選別工程が捗らないため大工場では一般に之を避けてゐる。

二、煮熟

製紙原料の煮熟には之に使用する製品、水量、時間及び温度が最も肝要な條件とされる。

マニラ麻の煮熟に用ゐる藥品は苛性曹達であつて、その分量は原料の二割乃至二割五分を適當とし、苛性曹達の分量がこれ以下であつても繊維の離解は出來るが不純物の除去が充分でないために漂白に際して多量の晒粉を要し、且つ製品が早く變色する缺點がある。次にマニラ麻と水量との割合は麻一に對し水六の割合が適當とされ、煮熟時間は四時間を普通としてゐる。又温度は常に沸騰點を降らないやうにすることは申すまでもない。

之を要するにマニラ麻の煮熟方法は煮熟釜に適量の水を入れ、之に苛性曹達の二割量を投じ、水の沸騰する頃を見計つて精選したマニラ麻を入れ、加熱すること二時間の後、釜の上下を轉倒し更に二時間沸煮すればよいわけである。

三、煮熟後放置

煮熟したマニラ麻は釜から取り出して洗滌することなく、そのまま二、三日放置する。さうすると残留して居る苛性曹達が徐々に繊維に作用して煮熟不完全の部分を全く離解してしまふのである

四、叩解

マニラ麻は人力叩解では十分に繊維の離解が出来ぬから、ピーター叩解による。マニラ麻の性質は一般に紙質を柔軟ならしめるから、目的の紙質に應じ、ピーター機の作用によつて硬軟を適度にならしめるのである。

五、漂白

叩解した原料は晒粉一割乃至一割五分を以て漂白を行ふ。この漂白法は他の原料の漂白と何等異るところはない。ピーター機を使用する場合には叩解と漂白とを同時に行つてゐる。

六、洗滌

漂白後の洗滌は充分且つ完全之を行ひ、沃度澱粉液に何の反應も起さないやうにすることが必要である。たゞ清水のみを用ゐて完全に洗滌を行ふことは中々困難であるから、消鹽素剤として次亜硫酸曹達を使用すれば容易に洗滌を行ふことが出来る。

右の諸工程を経て得た原料は、或はこれを他の原料と調合し、或はこれに顔料を加へ水と糊とを混和して適當の濃度とし抄造機にかけて製紙するものである。

第六節 マニラ麻製紙の統制

わが國におけるマニラ麻製紙業は近年著るしい發達を遂げ、事變前の昭和十一年においては全國三十六工場におけるマニラ麻原料の消費高二十六萬俵に上つたのであつた。然るに事變後輸入の制限に伴ひ昭和十三年八月より消費規正が實施されることとなり、製紙用として配給割當を行はれるものは一ヶ年四萬八千俵見當となつた。そして同時に商工省では同業者に對しマニラ麻製紙統制會を設立せしめ、毎月の輸入割當數量に對する配給の事務を同會において行はしめることとなつた。配給の割當は、事變前の使用実績による比率に従ふことは他と同様であるが、同時に商工省ではマニラ麻製紙の品目を豫め限定して毎月これを指定の上配給を行ふこととなつてゐる。その指定品目

は

薄葉紙、改良紙、生絲文庫、火藥包紙、感光紙、絶縁紙、圖引紙、紙幣紐、乾電池、マイカ、貨車封印紙、目札紙、現金封印紙、絆前膏、小包封紙、油紙、謄寫紙、コロンペーパー、ペークライト、ヤスリ原紙、金箔紙、皮革原紙、紙幣用紙、元結紙、陸軍被服包紙、海圖用紙、醫療用綿紙、コンデンサーペーパー、證券用紙、温床紙、燻蒸幕原紙、真田結束用の三十二品目である。

附 録 篇

- 第一 比律賓概要
- 第二 統制團體要覽
- 第三 マニラ麻生産及輸出統計表

第一 比律賓概要

一 比律賓の地勢と人口

比律賓群島は支那南洋間に介在する大小七千八十三餘の島嶼から成り、緯度は北緯四度四十分より二十一度十分、東經百十六度四十分より百二十六度三十四分の位置に散在してゐる。而して全島嶼中命名されてゐるものは二千四百四十一で、他は無名の島嶼である。全面積は十一萬四千三百五十六平方哩に達し、東は太平洋に接し西は支那海に面して、マニラより支那沿岸香港を距ること僅かに六百哩、サイゴンまで九百哩、北は百哩を隔てて臺灣と指呼の間にあり、日本長崎まで千三百六哩、南は海を隔ててボルネオ、セレベスと對峙してゐる。群島中最も大なるものでは呂宋島で約四萬八百十四平方哩を占め、ミンダナオ島がこれに次ぎ約三萬六千九百〇六平方哩である。その他主要なる各島の面積を挙げると次の通りである。

サマル島 五、一二四平方哩 ネグロス島 四、九〇三平方哩

バラワレ島	四、五〇〇	バナイ島	四、四四八
ミンドロ島	三、七九四	レイテ島	二、七九九
セビー島	一、六九五	ボホール島	一、五三四
マスバテ島	一、二五五	其他の諸島	六、五八四

次に比島の人口は最近の調査によると、一千三百萬人である。そして、この内約九割一分は耶蘇教徒であつて、非基督教徒は全人口の約九分即ち百八十八萬人である。又居住外國人は米國人、西班牙人、英國人、支那人及び日本人等でも支那人が最も多きを占めてゐる。尙ほ居住民の種族は七十二の多數に上ると云はれてゐる。

二 比律賓の歴史

比律賓群島は、西洋史家の説によると一五二一年三月ポルトガル人フェルナンド・デ・マガリヤネス（マゼラン）がスペインのために発見したのだと云はれてゐるが、實際はマゼランが発見したものでなく、それ以前に支那や日本とも關係を保つてゐた國であることは東洋の文獻によつて明らかである。而して比島がスペイン人に占領されたのは一五七一年で、爾來一八九八年までスペインの

支配に屬してゐたのである。然るに一八九八年米西戦争の結果、同年十二月の巴里條約によつて米國はスペインに米貨二千萬弗を支拂つて比島を譲り受け領有するに至つたものである。比律賓が米國の領土となつて以來、比島民は獨立に對する要望を絶えず抱いて之れが實現のため最大の努力をこめて來たのであつたが、一九一六年に至りジョンズ比島自治法が米國議會を通過し、更に進んで一九三四年にはタイディングス・マクダファイ獨立法（タマ法と云ふ）の通過となつて、一九三五年獨立準備政府たる比島コンモンウェルス政府が樹立されたのである。而してこのタマ法によれば、比律賓は一九四六年を以て完全に米國の主權を離れ自由獨立の國家となることが規定されてゐるのであるから、六年後には比律賓共和國として東洋に一の獨立國が出来るわけである。

三 比島の産業

比島の自然的地位は對外貿易によつて國家の繁榮を齎すべきものである。而して輸出貿易に供せられるものが何れも主として熱帶産物であることは云ふまでもない。その主要なるものはマニラ麻、椰子油、其他椰子生産物、甘蔗糖、煙草等で、一九三六年度における之等生産物の輸出額は二億九千五百二十五萬三千五百比にして輸入が二億二百二十五萬二千三百四十九比であるから、差引

九千三百九萬七千九百六十六比の出超を示してゐることが知られる。輸出品の中でも、マニラ麻が斷然壓倒的であることは今更ら云ふまでもなく、ロープ原料として米國、日本、英國を主なる需要國として輸出され、麻に次いで砂糖、コブラ、椰子油、煙草等の順である。この外に、マデー、パコール等の農産物があることは第三篇、第四篇記述の通りである。日比貿易は一九三六年において對日輸出一千六百七十八萬六千二百七十二比、輸入二千六百五十二萬八千五百三十比を示してゐる。而して日本よりの輸入商品は綿及び絹製品を主要なるものとし、其他鐵及び鋼鐵製品、硝子、セメント、藥種、染料、化學品、野菜、紙等である。

四 ダバオ開拓史

比律賓における麻栽培輸出の歴史を見るに、初めて輸出を見たのは十九世紀の初期であつて、その後一八五〇年頃までは其の數量が極めて少かつたため一般の注意を惹くに至らなかつた。然るに一八九八年米國が比島を占領した結果、米人の斯業に着目するものが次第に増加し、ダバオ灣を中心として沿岸各地に小規模ながら四十有餘の麻栽培會社が設立せられ、その内三十二社は米人の經營に屬し、他はスペイン人及び比律賓人の經營であつた。爾後一九〇三年における耕作面積二、五

〇〇ヘクタール、年産五十擔内外に過ぎなかつたのであるが、我が南方開拓の先驅者故太田恭三郎氏が、當時ベンケット移民（比島政府が六百萬比の巨費を投じてマニラ、バギオ間二十五哩のベンケット道路開發に當り邦人労働者千五百餘人を雇傭した）の殘留者百數十名を引率して、豫て着目してゐたダバオに渡來し、麻栽培の計畫を樹てたのが、邦人の斯業開拓の第一歩であつた。當時氏は官憲の諸手續或は藩人との折衝、密林の伐採、種苗の増殖、労働者及びその食料の輸入等あらゆる辛苦を嘗めつゝ拮据經營に努め、遂に一九〇七年太田興業株式會社を設立するに至り、斯業も漸く緒につき、爾後本業に従事する邦人は次第に増加するに至つた。もとより之はダバオ地方の天然的諸條件が發展の第一原因であつたには相違ないが、世界に比類なき勤勉なる日本人の組織的經營により現時の發展を見るに至つたのである。而して此の間第一次世界大戰後の財界恐慌の餘波を受けて麻相場の大暴落があり、そのため斯業に見切りをつけて引揚げをなす者も續出し、折角築かれた基礎も根柢から覆へされるのではないかと憂慮されたが、最後まで踏み止まつた人々により、此の難關は突破せられ、麻梳出に對しては種々なる研究が加へられた結果、今日ダバオに於て普く使用されてゐるハゴタン麻挽機械が日本人の手によつて發明せられ、又栽培方面に於ても合理的改良を加ふる等々整備が進められた。かくて苦難の時代を過ぎ、さしも深刻を極めた不況も一九二四年の

初めより漸次好轉を示すと共に曩に去つた邦人の歸來する者多く更に一九二七年から一九二九年にかけては事業の大擴張が行はれた。この間一九二六年にはダバオ港が開港せられ、從來マニラまで比島内船を利用して同地から輸出されてゐたダバオ麻が、ダバオより直接各國に仕向けられる事となり、運輸上の利便にも幸ひされて世界市場に冠たる生産力を把持するに至つたのである。併しなから、この邦人の手による生産力擴張の途上においてやがて世界的不況が襲ひ來り、一九三〇年の後半期に至つて再び麻相場の慘落となり、三一年三二年は暗雲に閉された觀があつた。而して最不況時に於ては「J」級散麻擔三比以下といふ未曾有の安値に慘落した。然しこの時は在留邦人中前回のやうに事業を見切つて歸國する者などはなく、却つて内地からドン／＼同地に渡つて直接間接に麻の事業に従事する者が多くなり、ダバオ移民制限問題を惹起せしめるほどの盛況を示した。當時は早魃、火災等の災害に相ついで遭遇したが、在留邦人は麻栽培事業のため永住的決心を固めてよく難關の突破に邁進した結果、麻相場も一九三二年を最悪の年として漸次回復の一途を辿り、着實なる經營と相俟つて益々發展への一路を辿りつゝある。

五 ダバオ麻の全産額と邦人の生産量

今、ダバオ全州における麻の耕作面積を見るに約五萬ヘクター（一ヘクターは一町二五歩）にして、この植付株數は五千萬株と推定されてゐるが、この内、日本人の所有株數は三千二百萬株と推定されてゐる。而して右の内別記する邦人關係の三十七會社耕作地における植付麻株數は千六百萬五千株であつて、他は米人及び比律賓人の土地に所謂小作請負として入耕してゐる邦人所有の植付株數であるが、その耕地は七八十の多きに上り、植付株數は千六百萬株と推定されてゐるのである。邦人經營の耕地は土着民所有の麻山に比し、株數においては少いが、その經營法が宜しきを得てゐるためヘクター當り生産率は比較にならぬほど高く、現在日本人の手により生産される麻はダバオ全州における生産高の七十五%と稱されてゐる。即ち一九三七年に例を取ればダバオ全生産量は四十七萬六千俵であつたが、この内實に三十五萬俵の麻が日本人の手によつて生産されてゐるわけである。而して又、これを比島全生産マニラ麻百三十五萬俵に比較すれば二十六%強の多きに達してゐるのを見る時、比島重要産物の一たるマニラ麻事業における日本人の偉大なる勢力を知ることが出来る。斯やうな實情であるが故に、事變以後マニラ麻の輸入を制限せられてゐるが、政府當局に於ては毎回輸入數決定に際しダバオ麻を六割五分以上を割當て輸入せしめてゐる次第である。

六 ダバオ邦人三十七會社勢力 (事業地ダバオ州)

昭和十二年度調に依る

會社名	推定投資額(比)	生産高(擔)	植付面積(ヘクタール)
太田興業株式會社	六、〇〇〇、〇〇〇	五、八六七	六〇二
ミンタル拓殖株式會社	四三六、〇〇〇	一〇、三七八	七八一
ギアング拓殖株式會社	六〇、〇〇〇	五、二七四	二八八
ピアオ拓殖株式會社	二四一、〇〇〇	一五、五一五	七八七
リバーサイド拓殖株式會社	二〇一、〇〇〇	九、七二〇	六九三
タロモリバー農業株式會社	一三〇、〇〇〇	一〇、二六四	六〇五
マナングラン興業株式會社	二〇二、〇〇〇	七、三二七	五五二
サウスミンダナオ興業株式會社	二一〇、〇〇〇	五、三五一	五六三
ミンダナオ農商株式會社	二二〇、〇〇〇	三、八四三	三七八
ミンダナオ拓殖株式會社	六五、〇〇〇	六、六二四	三八〇
ダリアオ拓殖株式會社	一一八、〇〇〇	六、六九三	四六五

バヤバス拓殖株式會社	一一〇、〇〇〇	一〇、八八九	六四三
タダラノリバー拓殖株式會社	八四、〇〇〇	九、六一一	四〇八
タグム拓殖株式會社	七〇、〇〇〇	八四〇	一九〇
パンギー拓殖株式會社	四三、〇〇〇	一、一一二	七四
赤峰兄弟拓殖株式會社	一〇四、〇〇〇	二、二三〇	一八〇
松岡興業拓殖株式會社	三七一、〇〇〇	一一、〇八九	七一六
ラサン拓殖株式會社	一一〇、〇〇〇	六、二七五	三四二
ブナワン拓殖株式會社	一六七、〇〇〇	四、九七六	三七五
バナボ拓殖株式會社	九、〇〇〇	一、八一五	一五六
イースタロモ拓殖株式會社	七八、〇〇〇	七八五	九四
ツキンリバー拓殖株式會社	四〇、〇〇〇	四、二五二	二六一
ムリグ農商株式會社	一五八、〇〇〇	二、七三八	三一九
シラワン拓殖株式會社	五一、〇〇〇	一、二二〇	一二六
ラヒリバー拓殖株式會社	二五〇、〇〇〇	六、二八一	一六六
カタルナン農業株式會社	九〇、〇〇〇	一、四六〇	一一九

バト拓殖株式會社	五〇、〇〇〇	九、三七五	七八三
サザンクロス拓殖株式會社	三八〇、〇〇〇	九、〇〇〇	五五〇
タール拓殖株式會社	一三〇、〇〇〇	二、八五〇	一四〇
古川拓殖株式會社	二、五〇〇、〇〇〇	六、七〇〇	三三七
マタニル興業株式會社	一一〇、〇〇〇	五、四二一	五二八
サウスミンダナオ農業株式會社	一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇	一八四
ダバオ農商株式會社	六五〇、〇〇〇	二九八	七三
ピンダサン拓殖株式會社	三〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三三〇
サザンダバオ興業株式會社	一〇〇、〇〇〇	一二、八五〇	八三二
南洋拓殖株式會社	二二一、〇〇〇	四、五〇〇	三九〇
拓南拓殖株式會社	四五、〇〇〇	一、三二八	一七五
合計	三、七三三	一一七、四五一	一四、五八六

七 ダバオ開拓の先驅故太田恭三郎氏略傳

故太田恭三郎氏は明治九年二月二十六日兵庫縣朝來郡竹田町に生れ、九歳にして叔父に當る大阪

前川彦十郎氏の養子となり、大阪に於て普通教育、中等教育を受け夫々の課程を経て東京一橋高等商業學校に入學したが、廿一歳の時養父と意見の疎隔を來し中途にして高等商業學校を退學し、間もなく奮然起ちて海外發展に志し濠洲木曜島に渡航し、明治三十四年七月、濠洲よりの歸途香港に寄港の際、日、比貿易の將來性に着目し再び轉じてマニラに至り雜貨貿易の計畫を立て、神戸に在る長兄太田作太郎氏と圖り、日本雜貨輸入業を始めたのが抑々比島における太田恭三郎氏事業の第一歩であつた。當時同氏は眞に赤手空拳を以て事業に着手したこととて最初は事志と伴はぬもの多きを憾みとしたのであつた。明治三十六年氏が二十八歳の時、比島政府が六百萬比の巨費を投じてマニラ、バギオ間二十五哩のペンケット道路を開鑿せんとするに當り、比人労働者のみにては工事が進捗せぬため、邦人千五百人を移入し之が工事に當らせたが、彼等は土人と同一の食料を供せられたので疲弊困憊し病死者、落伍者續出し悲惨その極に達したものであつた。仁侠にして且つ機を見るに敏なる太田氏は之を見て奮然起つて當局と折衝し日本食を給與することを約せしめ、且つ自ら之が食料品供給の任に當り、邦人労働者に蘇生の思ひをなさしめた。斯くて同氏は邦人労働者と接觸の機會を生じたが、ペンケット道路工事當局は工事成豫定期を著るしく短縮することとなり、而も當局は労働者の散逸を恐れ此事の發表を秘したが、同氏は早くも這般の消息を察知し、日

ならずして失業の憂き目を見るべき労働者の善後策につき密かに思ひを惱まし、その腦裡に描かれた對策が即ち後年のダバオ開發の素因となつたのである。

太田氏は比島の特産物たるマニラ麻は貿易品として之を取扱ふも、又之が生産者となることも共に有利の事業である事を考へ、マニラ及び呂宋島南部麻生産地ソルソゴンの麻倉庫人夫として失業邦人に就職の便を圖ると共に、他面マニラ麻栽培地として何れの方面が最も適當であるかを研究したが、當時米國人間に於て比島南端ミンダナオ島ダバオ灣沿岸はマニラ麻栽培地として氣候、風土雨量等すべて理想的の土地であるとして企業機運の勃興せるを見て窃に調査研究を遂げ、邦人將來の發展地としてのダバオに多大の期待を繋いだのであつた。かくて翌二十七年九月ベンケット道路工事從事の邦人百八十名をダバオに送りマニラ麻栽培に従事せしめ、翌三十八年一月には邦人百餘名をベンケットよりダバオに移送し、七月更に失業邦人七十名を引率して同地に赴くに際し、マニラにおける關係事業は全部打切りダバオ永住の決意を固めたのであつた。翌三十九年にはダバオ郡長アタナシオ氏の厚意ある指導により同年一月當時邦人麻耕作者の中心地たるバゴ區域を第一期着手地と定め麻栽培の第一歩に入つた。

明治四十年五月、氏は平本斧太郎、大城孝藏、諸隈彌策、瀬戸清次郎外數氏を創立者に加へて太

田興業株式會社を組織し、ギヤンガ大平原の咽喉を扼するバゴ、ミンタルを包含せる肥沃豊饒な地域一千餘町歩を獲得して麻栽培に着手した。四十二年十二月ダバオ本社事務所を現在の太田興業會社本社所在地たるタモロに移し永久的根據地と定め、七月セブー島より約六十名の土人労働者を移入雇傭して日比共存共榮の實を示すの魁をなした。四十三年社業漸く順調に向はんとする時に際し二月暴風が襲來して麻樹の倒伏約六割に及んだが、不屈不撓の氏は邦人農夫を激勵して之が復活に努力成功せることはダバオ開拓史上傳ふべき挿話とされてゐる。

次で大正元年十月太田興業マニラ支店が開設せられ、専ら眞田麻の輸出と本社商品部の商品仕入をなす事となつた。其後漸次資金の充實に伴ひ保護設備として病院の建設耕地道路の改善、タロモ港における棧橋の建設、耕地タロモ間の連絡通路の改修工事を施す等着々永久施設の完成に力を注ぎ、社業の基礎確固たらんとする時恐るべき大旱魃に遭遇し、大正二年より翌三年にわたり殆んど降雨なく麻株の倒死するもの續出し、而かも坐視するの外策の施すべきものなかつた。加ふるに麻畑に失火し延焼三十萬株に及び光景眞に悽慘たるものがあつたが、更に屈する所なきのみならず、却つて苦き經驗を善用した。氏は直ちに時の比島工科大學々長レントモーア氏に灌漑工事を設計せしめ、大正四年起工、大正七年四月に至り完成を告げた。これ蓋し比島における私設灌漑設備とし

ての白眉であらう。又大正四年太田氏の斡旋により當時ミンダナオ島唯一の開港場であつたザムボアンガに日本郵船濠洲航路の寄港を見るに至り、氏は之が代理店を委嘱された。斯くして太田氏はダバオ開發の先驅として邦人發展の素地を作つたのであるが、不幸大正六年五月病を得て歸朝し京都大學病院に入院し、同年十月三十一日四十二歳の壯齡を以て逝去したことは痛恨の極みである。比島の日比米人相謀つて千九百二十六年三月氏がダバオ開發の功勞を表頌するため、ギヤンガ平原ミンタルに一大記念碑を建設して、氏の功業を永久に傳へらるゝこととなつたのは誠に當然であらう。(本項は井上直太郎氏著「比律賓群島と太田恭三郎君」に據る)

第二 マニラ麻統制團體要覽

一、日本マニラ麻輸入同業會

内地におけるマニラ麻輸入業者の團體としては大正九年十一月神戸における有力なる同業者を以てマニラ麻輸入同業組合が結成され、組合の業務として

- 一、神戸港輸入麻の總括的沖取を實施すること
- 二、組合員相互間若しくは非組合員との間における營業上の爭議の仲裁又は調停をなすこと
- 三、輸入麻の品位鑑定及び検査證明をなすこと
- 四、其他必要なる諸般の施設及び調査をなすこと

を目的としたが、その後昭和十二年十一月十五日日本マニラ麻輸入同業會と改稱し、その地域も内地一圓としマニラ麻類(マデー、カントン、サイザル等を含む)輸入貿易の振興を圖るため共同の施設をなすことを目的とし、會員取扱のマニラ麻類の輸入及販賣に關する統制及び斡旋、品質、量

目の鑑定、紛議の仲裁等の業務を行ふこととなつた。本會の會員は昭和十年及十一年の兩年度に於てマニラ麻類の輸入実績を有する者を以て會員とし、現在會員は十一社で、會則及び會員名簿は次の通りである。

日本マニラ麻輸入同業會會則 (昭和十二年十一月十五日改稱)

- 第一條 本會ヲ日本マニラ麻輸入同業會ト稱ス
- 第二條 本會ハマニラ麻類(マゲー、カントン、サイザル等ヲ含ム)輸入貿易ノ振興ヲ圖ル爲共同ノ行爲及施設ヲナスヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ノ地域ハ内地一圓トス
- 第四條 本會ハ昭和十年及昭和十一年ノ兩年度ニ於テマニラ麻類ノ輸入実績ヲ有スル者ヲ以テ組織ス
- 第五條 會員ハ各自金壹千圓也テ據出シ之ヲ基金ト爲ス
- 第六條 本會ノ經費ハ基金ノ利子及會員ヨリ徴收スル會費ヲ以テ充ツ、會費ノ金額ハ必要ニ應ジ會員協議ノ上之ヲ定ム
- 第七條 本會ニ幹事二名ヲ置ク、幹事ハ會員ノ總意ニ依リテ選任シ其中一名當番幹事トナス、幹

事ノ任期ハ二ケ年トス、但シ重任ヲ妨グズ

- 第八條 本會ノ會務及會計ハ當番幹事之ヲ處理シ適宜之ヲ會員ニ報告ス
- 第九條 本會ハ其目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
會員取扱ノマニラ麻類ノ輸入及販賣ニ關スル統制及斡旋、品質、量目ノ鑑定、紛議ノ仲裁、其他本會ノ目的ヲ達スル爲ノ一切ノ行爲及施設
- 第十條 本會ノ事業ハ會員ノ總意ニ依リテ決定ス
- 第十一條 本會ニ會計簿及録事簿ヲ置ク、會計簿ハ金錢ノ出納ヲ、録事簿ハ決議、許可明細、割當俵數其他重要ナル事項ヲ記録ス
- 第十二條 本會ノ解散、解散ニ伴フ清算事務、會則ノ改廢等ハ會員ノ總意ニ依リテ決ス
- 第十三條 本會ノ使用スル印章ノ雛形左ノ如シ

(曲尺方一寸)

以上

會 員 名 簿 (昭和十二年十一月十五日現在)(イロハ順)

(阪神會員)

大阪市東區北濱四丁目四三番地 株式會社 岩 井 商 店

幹事 神戸市神戸區海岸通り三番地 小倉貿易株式會社神戸支店
 大阪市西區本田三番町八八番地 株式會社 和田 庄 商店
 當番幹事 神戸市神戸區浪花町五七番地 大同貿易株式會社
 大阪市西區本田二番町四五番地 津 田 商 店
 神戸市神戸區東町一一六番地 株式會社 淺 野 石 川 商 會
 大阪市南區安堂寺橋通り三ノ一五ノ二 三菱商事株式會社大阪支店
 (以上七社)

(東京會員)

東京市麴町區丸ノ内三ノ四(有樂館) 株式會社 岩 井 商店 東京支店
 幹事 東京市日本橋區室町二ノ一(三井三號館内) 小 倉 貿易 株式 會 社
 當番幹事 東京市日本橋區吳服橋三ノ七(東京建物ビル内) 大同貿易株式會社東京支店
 東京市麴町區丸ノ内貳丁目一〇番地 三 菱 商 事 株 式 會 社
 (以上四社)

[附]

輸入實績及輸入割當數

昭昭十、十一年中マニラ麻輸入同業會員各社ノ比律實群島産マニラ麻類輸入實績並ビ
 ニ昭和十二年二月商工省當局ノ決裁ニヨル各社ヘノ輸入割當

輸入者	二ケ年間ノ		割當數並ビニ比率
	輸入實績	一ケ年平均數	
大同貿易株式會社	五七、四九四俵	三五八、七四七俵	三三・〇〇俵 三八・九八%
小倉貿易株式會社	四六、五一俵	三三三、七五俵	二一〇、〇〇俵 三五・五九%
株式會社 和田庄商店	七〇、九四八俵	三五、四七四俵	四八、〇〇俵 八一・四〇%
株式會社 岩井商店	六四、九二七俵	三三、四九俵	五〇、〇〇俵 八・四八%
株式會社淺野石川商會	四八、〇五八俵	二四、〇三九俵	三六、〇〇俵 六・一〇%
三菱商事株式會社	七、四八〇俵	三、七四〇俵	一三、〇〇俵 二・二〇%
津 田 商 店	三、一九〇俵	一、五九五俵	三、〇〇俵 〇・五一%
計	一、一七七、六八俵	五八八、八一俵	五九〇、〇〇俵 一〇〇%

二、日本マニラ麻網工業組合聯合會

(昭和十四年六月二十一日設立認可)
事務所 東京市日本橋區吳服橋二ノ三(西村ビル)

本聯合會は東部マニラ麻網工業組合、石川縣マニラ麻網工業組合、中部日本製網工業組合、西部マニラ麻網工業組合の四組合を以て結成され、事業としては原料の割當、製品の配給並に營業に関する指導研究及び調査等である。

役員

- 理事長 戸村 理順 (東部マニラ麻網工業組合理事長)
- 理事 壁谷武兵衛 (中部日本製網工業組合理事長)
- 理事 加藤勘太郎 (石川縣マニラ麻網工業組合理事長)
- 理事 藥師 徳松 (西部マニラ麻網工業組合理事長)
- 監事 坂本彌太郎 (東部マニラ麻網工業組合理事長)

監事 前岡 英明 (西部マニラ麻網工業組合理事長)

統制委員

- 東部 高柳鏡太郎 (東京製網株式會社取締役)
- 同 竹井 増一 (東亞製網株式會社取締役)
- 同 吉田榮次郎 (吉田製網株式會社取締役社長)
- 中部 伊藤 秀 (伊藤製網所主)
- 同 三浦 喜助 (三浦製網所主)
- 同 壁谷 米藏 (合名會社壁安製網所無限責任社員)
- 石川縣 野村 宅藏 (日東麻網株式會社代表取締役)

- 同 加藤善次郎 (加賀製網株式會社支配人)
- 同 笠井作次郎 (北國製網株式會社支配人)
- 西部 今井徳三郎 (株式會社笹村製網所取締役)
- 同 辻内 近三 (東亞製網株式會社常務取締役)
- 同 宮本 太市 (合名會社宮本製網所代表社員)
- 囑託 小川 清俊 黒田 常清 關 三郎

(一) 東部マニラ麻網工業組合

事務所 東京市日本橋區通二ノ六(保坂ビル)

- 一、地區 東京府、神奈川縣、栃木縣、長野縣及北海道

二、役員

- 理事長 戸村 理順 (東京製網株式會社常務取締役)
- 専務理事 竹井増一 (東亞製網株式會社取締役)
- 理事 坂本彌太郎 (北海道製網株式會社常務取締役)
- 理事 木島 松藏 (木島製網所主)
- 監事 池田與一郎 (帝國製網株式會社取締役社長)
- 監事 加納 平藏 (加納製網所主)

(二) 中部日本製網工業組合

事務所 名古屋市中村區笈瀬町一丁目二〇番地
(形原出張事務所 愛知縣寶飯郡形原町)

- 一、地區 愛知縣、岐阜縣、奈良縣、滋賀縣
- 二、役員

- 理事長 壁谷武兵衛 (三陽製網株式會社取締役社長)
- 理事 市川常太郎 (市川製網株式會社常務取締役)
- 理事 山田清四郎 (合名會社山田製網所代表社員)
- 理事 間瀬 勝衛 (合資會社丸五製網所代表社員)
- 理事 三浦 喜助 (三浦製網所主)
- 理事 三浦 享助 (株式會社三享製網所常務取締役)
- 監事 野田 太造 (野田製網合名會社代表社員)
- 監事 稻葉金治郎 (稻葉製網株式會社取締役社長)
- 監事 牧原安三郎 (牧原製網所主)

(三) 石川縣マニラ麻網工業組合

事務所 石川縣金澤市戸水通り一九三番地

- 一、地區 石川縣一圓

二、役員

理事長 加藤勘太郎 (加賀製網株式會社常務取締役)
 理事 野崎 依一 (北國製網株式會社取締役社長)
 理事 藤田徳太郎 (藤田製網所主)
 監事 野村 宅藏 (日東麻網株式會社代表取締役)
 監事 松村 外次 (松村製網所主)

(四) 西部マニラ麻網工業組合

事務所 大阪市南區難波新地六番丁三番地
 (三和ビル内)

一、地區 大阪府、和歌山縣、兵庫縣、廣島縣
 山口縣、高知縣、福岡縣

東部マニラ麻網工業組合所屬組合員

東京製網株式會社 東京市日本橋區吳服橋三丁目五番地
 川崎市河原町七五六番地(川崎工場)
 北海道製網株式會社 札幌市豊平四條九丁目六一番地
 東亞製網株式會社 東京市麹町區丸ノ内二丁目二番地(丸ノ内ビルヂング)
 同 市品川區大井南濱川町一、七一三番地

二、役員
 理事長 藥師 徳松 (藥師製網所主)
 副理事長 清水與次兵衛(株式會社清水製網所代表取締役)
 副理事長 辻内 近三 (東亞製網株式會社常務取締役)
 理事 山本 賢三 (關西製網株式會社常務取締役)
 理事 水谷善太郎 (合名會社水谷製網所代表社員)
 理事 今井徳三郎 (株式會社笹村製網所取締役)
 理事 北村由太郎 (大東製網株式會社專務取締役)
 理事 啓虎 春一 (阪神製網所主)
 監事 細谷 資滿 (東京製網株式會社兵庫工場代表者)
 監事 宮本 太市 (合名會社宮本製網所代表社員)
 監事 前岡 英明 (前岡製網株式會社代表取締役)

常務取締役 戸村 理順

專務取締役 坂本彌太郎

取締 竹井 増一

(既退) 日本電線株式會社

國產製麻株式會社

帝國製網株式會社

吉田製網株式會社

加納製網所

木島製網所

和泉屋商店大木製網所

福田製網所

根岸製網所

前岡製網株式會社函館工場

廣瀨商會製網工場

東京市向島區寺島町二丁目八番地

栃木縣上都賀郡鹿沼町大字鹿沼一、五九一番地ノ一
町大字鹿沼一、九四一番地

東京市日本橋區箱崎町一丁目一番地

同 市足立區千住東町七二番地

東京市京橋區靈岸島二丁目一番地

同 市城東區南砂町一丁目九六三番地

同 市江戶川區西小松川町一丁目三、一二二番地

東京市城東區北砂町四丁目一、一二五番地

同 市吉川町七三番地

東京市日本橋區本町一丁目七番地

同 市足立區五反野南町一、〇八二番地

東京市日本橋區濱町二丁目八七七番地

同 市城東區北砂町四丁目一、二六三番地

平塚市馬入二、六〇七番地

大阪府三島郡岸部村南一五五番地ノ一

大阪府大正區泉尾梅ノ町一ノ一一番地(大阪出張事務所)取締役社長

函館市大川町

本店 東京市日本橋區通三丁目二番地八

工場 東京市城東區北砂町四丁目一、五三八番地

常務取締役 西田 正一

取締 宮本 信重

取締 池田與一郎

吉田 榮次郎

加納 平藏

木島 松藏

福原定次郎

福田 辰藏

根岸 治三郎

前岡 英明

代表者 廣瀨 太次郎

マニラ麻大親
内外物産株式會社

長野市西長野加茂五九二番地

取締役 西澤芳太郎

二四〇

中部日本製網工業組合所屬組合員

- 三陽製網株式會社 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字北戸井四番地ノ一 取締役社長 壁谷武兵衛
- 株式會社 市川商會 愛知縣寶飯郡形原町形字形原字編笠二七番地 專務取締役 市川伊三郎
- 市川製網株式會社 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字北流尻八番地 專務取締役 市川常太郎
- 合名會社 壁安製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字東欠ノ上二六番地 代表社員 壁谷安右衛門
- 稻葉製網株式會社 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字狹間一一番地 代表社員 稻葉金治郎
- 合資會社 丸五製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字東中畑六〇番地ノ一 代表社員 間瀬勝衛
- 伊藤製網所 名古屋市熱田區熱田新田東組字乙一ノ割五〇五番地ノ二 代表社員 伊藤 秀
- 三享製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字西欠ノ上一五番地ノ一 代表社員 三浦享助
- 合名會社 山田製網所 名古屋市中村區笈瀬町一丁目二〇番地 代表社員 山田清四郎
- 東海製網株式會社 岡崎市連尺町四〇番地 取締役 近藤寅次郎
- 近藤製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字會下三二番地 取締役 近藤耕作
- マニラ製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字東上野四九番地 牧原太治

- カネヤ製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字北戸井一七番地 代表社員 牧原安三郎
- 野田製網合名會社 名古屋市西區傳馬町一丁目一三番地 代表社員 野田太造
- 旭製網麻糸商會 愛知縣寶飯郡蒲郡町大字小江字岡井戸一五番地ノ一 代表社員 三浦喜助
- 岡本製網所 愛知縣寶飯郡蒲郡町大字蒲郡字東段付四五番地 代表社員 岡本作平
- 草刈製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字中戸井一四番地 代表社員 草刈秀吉
- 宮地製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字南辻二九番地 代表社員 宮地庫二
- 東三製網株式會社 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字東中田二四番地 常務取締役 鈴木喜藏
- 二村製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字西中畑四番地 代表社員 二村太助
- 前文製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字前野三四番地 代表社員 市川與市
- 三榮製網合名會社 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字西欠ノ上六番地 代表社員 大竹市松
- やまと製網所 名古屋市中區傳馬町一丁目三五番地 代表社員 坂田孝平
- 尾崎製網所 名古屋市中區則武野田二、八八六番地ノ二 代表社員 尾崎 郷
- 鈴木製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字東中田一三番地 代表社員 鈴木照之助
- 鈴木製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字東欠ノ上三五番地 代表社員 鈴木 阪象
- 岡田製網所 愛知縣寶飯郡形原町大字形原字西中畑四二番地 代表社員 岡田幸四郎
- 岡田製網所 愛知縣寶飯郡大字東幡豆字小見行四番地 代表社員 岡田幸四郎

附錄篇 第二 マニラ麻統制團體要覽

二四一

市川製綱所	愛知縣寶飯郡蒲郡町大字蒲郡字舊廓二九番地	市川鶴松
鈴木製綱所	愛知縣幡豆郡幡豆町大字東幡豆字森八八番地	鈴木玉一
石田製綱所	愛知縣寶飯郡形原町大字形原字辻上四八番地	石田末藏
近藤製綱所	名古屋市中村區日比津町四ノ郷八六番地	近藤徳一郎
富田製綱所	愛知縣額田郡木宿村字向田六番地	富田庄松
根本製綱所	愛知縣寶飯郡豐川町大字豐川字知通四二番地ノ一	根本悅藏
合資會社 畑中製綱所	愛知縣寶飯郡西浦村字馬場三九番地	伴 政治
日東麻綱株式會社三谷工場	東京市日本橋區吳服橋三丁目五番地	代表取締役 野村宅藏
小笠原製綱所	愛知縣寶飯郡蒲郡町大字牧山字中村五九番地	小笠原久治
高木製綱所	愛知縣寶飯郡西浦村字南稻生七番地	高木只八
淺井製綱合資會社	名古屋市中村區日比津町一ノ郷四番地	代表社員 淺井文五郎
合資會社 網政製綱所	岐阜縣養老郡高田町字鳥江一、一五五番地ノ二	代表社員 淺井政吉
養老製綱所	岐阜縣養老郡高田町字鳥江一〇九番地ノ二	杉田十郎
國榮産業株式會社	岐阜縣養老郡高田町字鳥江九六四番地	取締役社長 小林正直
近江製綱所	奈良縣高市郡八木町大字八木四五九番地ノ一 愛知縣寶飯郡蒲郡町大字小江字段付二八番地ノ六 滋賀縣蒲生郡武佐村字御所内二一七番地	谷 源八

石川縣マニラ麻製綱工業組合所屬組合員

加賀製綱株式會社	金澤市戸水町リ一九三番地	常務取締役 加藤勘太郎
日東麻綱株式會社粟津工場	東京市日本橋區吳服橋三丁目五番地	代表取締役 野村宅藏
北國製綱株式會社	石川縣石川郡粟津村字島三〇四八番地	取締役社長 野崎倭一
藤田製綱所	石川縣石川郡金石町字御船町七〇番地	藤田徳太郎
松村製綱所	石川縣石川郡金石町字下越前町一八番地	松村外二
沖元製綱所	石川縣石川郡金石町字冬瓜町六番地	沖元市郎
昭和製綱株式會社	石川縣石川郡金石町字ヨノ二四番地	取締役社長 竹松 衛
本家製綱所	石川縣石川郡金石町字本町ホノ二六番地	本家三郎
角田製綱所	石川縣石川郡金石町字古河町五六番地	角田次郎吉
越森製綱所	石川縣石川郡金石町字松前町三番地	越森八郎
山本製綱所	石川縣石川郡金石町字本町ホノ二五番地	山本一郎
寺西製綱所	石川縣石川郡金石町字上越前町五九番地	寺西仁三郎
山岸製綱所	石川縣石川郡金石町字古河町六四番地	山岸伊右衛門

沖	製網所	石川縣石川郡金石町字桐生町四九番地	沖	彌一郎
上	杉製網所	石川縣石川郡金石町字濱町四番地	上	杉伊朔
示	製網所	石川縣石川郡金石町下本町三字〇番地	示	外次郎
金澤特殊製網株式會社		金澤市弓ノ町二四	取締役	三田與三次
泉	田製網所	石川縣石川郡金石町字相生町五二番地	泉	田榮吉
川	崎製網所	石川縣石川郡金石町字上本町五四番地	川	崎榮松
寺	西製網所	石川縣石川郡金石町上越前町四八番地	寺	西銀次郎
針	田製網所	石川縣石川郡金石町下本町四八番地	針	田米松
今	井製網所	石川縣石川郡金石町字長田町六五番地	今	井豐次郎
鍋	谷製網所	金澤市大野町六丁目五〇番地	鍋	谷佐助
寺	田製網所	石川縣石川郡大野村字無量寺二四九番地	寺	田與二
原	崎製網所	石川縣石川郡金石町字長田町五二番地	原	崎銀次郎
津	田製網所	石川縣石川郡金石町字桐生町八番地	津	田金作
福	田製網所	石川縣石川郡大野村字無量寺二ノ二九番地	福	田善二
大	島製網所	石川縣石川郡金石町字味喰尾町三六番地	泉	乙吉

神通製網所

富山市神通町五九七

代表者 磯野重信

西部マニラ麻製網工業組合所屬組合員

株式會社	清水製網所	海南市築地一番地	代表取締役	清水與次兵衛
沖	田製網所	和歌山縣那賀郡東野上町一九二番地	沖	田信一
藥	師製網所	大阪府南區難波新地六番丁(三和ビルディング)	藥	師德松
關	西製網株式會社	大阪府泉南郡貝塚町津田六五番地	代表取締役	寺田元之助
内	外製網株式會社	岸和田市藤井町四五〇番地	代表取締役	寺本榮一
合	名會社	大阪府泉北郡南池田村大字和田	代表社員	野崎能仁
阪	南製網株式會社	大阪府中河内郡加美村橋町一〇五番地	代表取締役	中塚宇三郎
合	名會社	大阪府東成區中川町四八六番地	代表社員	宮本太市
山	田製網所	大阪府東成區三組町一九七番地	池	田章
合	名會社	大阪府東淀川區三國町六八二番地	代表社員	佐々木高一
合	名會社	大阪府西區立賣堀北通三丁目二四番地	代表社員	水谷善太郎
東	亞製網株式會社		代表取締役	中村爲三郎

株式會社 笹村製網所	大阪市西區阿波堀通五丁目二九番地	取締役社長 笹村竹造
前岡製網株式會社	大阪市大正區泉尾梅ノ町一丁目一〇番地	代表取締役 前岡英明
大東製網株式會社	大阪市大正區福町二丁目三二番地	取締役社長 和田庄助
阪神製網所	大阪市港區南治川通二丁目一八番地	啓 虎春一
東京製網株式會社兵庫工場	神戸市兵庫區入江通五丁目二番地	代表者 細谷資滿
合資會社 九州製網所	門司市大字小森江又ノ九五番地	代表社員 川本純
昭和製網製網株式會社	兵庫縣城崎郡香住町香住	代表取締役 西垣兼吉
福島製網所	福島縣安佐郡三川村古市	代表取締役 福島清次郎
株式會社 土佐製網所	高知市西洋町七二番地	代表取締役 上田榮治
長府トワイン製造所	山口縣下關市長府町松小田	西田清次郎
有田製網所	大阪府西區島津町二七番地	有田仙之助

三、日本マニラ麻網株式會社

製網用マニラ麻並に其他の製網用硬質纖維の一手購入、製造の委託及び其の製品の一手販賣を目的とする統制會社の設立に關しては昭和十四年十一月二日農林商工兩省の發表した配給統制要綱に

基き同年中設立に着手され、十五年一月二十七日正式に日本マニラ麻網株式會社として設立を見た同社は資本金三百萬圓（全額拂込）であつて、その使命は漁業用、船舶用、陸上用一切のマニラ麻製品を一手に統括する統制會社である。而して同社は昭和十五年四月度配給の製品より業務を開始した。

同社の定款、業務諸規程の要項及び重役は次の通りである。

- 設立 昭和十五年一月廿七日
- 本店 東京市日本橋區通一丁目二番地 電話日本橋四九一七番
- 金澤支店 金澤市英町三十三番地 電話金澤五一一番
- 形原支店 愛知縣寶飯郡形原町形原字御嶽 電話五六番
- 大阪支店 大阪市南區末吉橋通二ノ三日管ビル内 電話船場九八四番五二六二番
- 一、資本金三百萬圓（拂込済）
- 一、事業
- 一、製網用マニラ麻並に其他製網用硬質纖維ノ一手購入
- 二、右ノ原料ヲ以テ日本マニラ麻網工業組合聯合會所屬組合組合員及ビ聯合會ヨリ製造比率ノ割當ヲ受クル外地工業者、ロープ、トワイン及ビ岩糸其他製造ノ委託
- 三、前號製品ノ一手販賣
- 四、前各號ニ附帶ノ業務
- 一、株主
- 日本マニラ麻網工業組合聯合會所屬組合組合員全部
- 日本マニラ麻網株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 本會社ハ日本マニラ麻網株式會社ト稱ス
- 第二條 本會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
 - 一、製網用輸入マニラ麻並ニ其他製網用輸入硬質纖維ノ一手購入
 - 二、右ノ原料ヲ以テ日本マニラ麻網工業組合聯合會(以下單ニ聯合會ト稱ス)所屬組合ノ組合員及聯合會ヨリ製造比率ノ割當ヲ受クル外地工業者ニロップ、トワイン及岩糸其他製造ノ委託
 - 三、前號製品ノ一手販賣
 - 四、前各號ニ附帶ノ業務
- 第三條 本會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク
前項ノ外取締役會ノ決議ニ依リ必要ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ置クコトヲ得
- 第四條 本會社ノ資本總額ハ金參百萬圓トス
- 第五條 本會社ハ役員ノ選任、利益金ノ處分、定款ノ變更及合併解散ノ決議ニ付商工大臣及農林大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
- 第六條 本會社ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

- 第七條 本會社ノ株式ハ六萬株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス
- 第八條 本會社ノ株券ハ記名式トシ壹株券、拾株券及百株券ノ三種トス
- 第九條 本會社ノ株式ハ聯合會所屬組合ノ組合員及同會ヨリ製造比率ノ割當ヲ受クル外地工業者ニアラザレバ之ヲ有スルコトヲ得ズ但特別ノ事由アリト認メタルトキハ此ノ限ニアラズ
- 第十條 株金ハ一時ニ全額ヲ拂込ムモノトス
- 第十一條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込完済ノ日迄百圓ニ付日歩四錢ノ割合ニ依リ延滞利息ヲ支拂ヒ且延滞ノ爲生ジタル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス
- 第十二條 各株主ハ共有スル株式ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但本會社取締役會ノ決議ニ依リ承諾ヲ得タル場合ハ此ノ限ニアラズ
- 第十三條 至第二十五條省略
- 第十四條 役員
- 第十六條 本會社ニ取締役十五名以内及監查役五名以内ヲ置ク

第二章 株 式

第三章 製 品

第四章 役 員

第二十七條 取締役ノ互選ヲ以テ社長、專務取締役各壹名及常務取締役四名以内ヲ置クコトヲ得

- 社長ハ本會社全般ノ業務ヲ統率ス
- 專務取締役ハ社長ヲ補佐シ本會社ノ業務ヲ執行ス
- 常務取締役ハ社長及專務取締役ヲ補佐シ本會社ノ業務ヲ分擔ス
- 社長、專務取締役及常務取締役ハ各本會社ヲ代表ス
- 第二十八條 社長ハ業務執行ニ關スル重要事項ヲ決スル爲取締役會ヲ招集ス
- 取締役會ノ決議ハ出席取締役ノ過半數ヲ以テ爲ス可
否同數ナルトキハ議長ノ決スルコトニ依ル
- 第二十九條 取締役ノ任期ハ就任後三ケ年トシ、監查役ノ任期ハ就任後二ケ年トス但再選ヲ妨グズ補缺ノ爲選任セラレタル者ノ任期ハ其前任者ノ殘任期間トス
取締役及監查役ハ任期滿了後ト雖當該年度ニ關スル株主總會終結ノトキ迄其職務ヲ行フモノトス

第一條 本會社ノ業務ハ本規程ニ依ル但法令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニアラズ

- 第二條 省略
- 第二章 原料ノ購入
- 第三條 本會社ハ商工省若クハ其指定シタル團體ニ於テ製網用ニ割當テタル原料ヲ商工省ノ指定シタル輸入業者ヨリ一手購入ヲ爲ス
- 第三章 製品製造ノ委託
- 第四條 本會社ハ前條ニ依リ購入シタル原料麻ヲ聯合會ニ於テ制定セル原料割當比率ニ依リ同會所屬組合ノ組合員並ニ同聯合會ヨリ製造比率ノ割當ヲ受クル外地工業者ニ割當テ工賃ヲ以テ所定ノ製品ノ製造ヲ委託ス但トワイン用原料ハトワインノ製造ヲ專門トスル組合員ニ優先的ニ之ヲ割當テ製品ノ委託ヲ爲シ尙殘餘アル時ハトワイン及ロップノ製造ヲ兼ヌル組合員ノ有スルトワイン製造設備ニ對シ之ヲ割當製造ヲ委託ス
- 第五條 前條ニ依リ委託製造ヲ爲ス場合ハ農林大臣及商工大臣ノ承認ヲ得タル工賃ヲ以テ本會社ト聯合會所屬組合ノ組合員並ニ同聯合會ヨリ製造比率ノ割當ヲ

日本マニラ麻網株式會社業務規程

第一章 總 則

受クル外地工業者トノ間ニ於テ之ガ契約ヲ締結スルモノトス

第四章 製品ノ販賣

第六條 本會社ハ前條ニ依リ委託製造シタル製品ノ一手販賣ヲ爲ス

第七條 前條ニ依リ販賣ヲ爲ス場合ノ取引先ヲ指定スルコト左ノ如シ

一、漁業用製品

(イ) 全國漁業組合聯合會

(ロ) 海洋漁業者其他主務官廳ノ指定スル漁業者

(ハ) 日本マニラ麻網商業組合又ハソノ組合員

(ニ) マニラ麻網統制會社

二、船舶及陸上用製品

主務官廳ニ於テ指定スル者

三、外地向漁業船舶及陸上用製品

主務官廳ニ於テ指定スル者

第八條 前條ノ各取引先ニ販賣スル場合ハ主務官廳又ハ主務官廳ニ於テ指定スル者ノ發行セル割當證明書ト引換フルニアラザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

日本マニラ麻網株式會社處務規程

第一章 職 制

第一條 社長、專務取締役、常務取締役、取締役支配人ヲ常任取締役ト稱ス

第二條 常任取締役會ハ毎月一回以上之ヲ開キ取締役會ハ隨時必要ニ應ジ之ヲ招集ス會議ノ議長ハ社長之ニ任ズ、社長事故アルトキハ專務取締役、專務取締役事故アルトキハ常務取締役ノ内ヨリ互選ニヨリ之ニ任ズ

取締役會ノ決議ニ付テハ商法第二四四條ノ規定ヲ準用ス

第三條乃至第七條省略

第二章 事務分掌

第八條 本店ノ事務ハ之ヲ庶務、會計、營業及ビ統制ノ四課ニ分チ會社全般ノ業務ヲ統轄ス

第九條 支店ノ事務及支店長委任權限ハ別ニ規程ヲ定ム

第十條 本店各課ノ事務分掌左ノ如シ

庶務 課

一、職員身分、進退、賞罰ニ關スル事務

二、職員人事ニ關スル諸規則ノ制定、實施ニ關スル事務

務

二〇、本店當直ニ關スル事務

二一、本店什器保管ノコト

二二、以上各號ノ外他課ニ屬セザル一切ノ事項

會計 課

一、豫算、決算ニ關スル事務

二、金錢出納、手形證券ニ關スル事務

三、銀行取引ニ關スル事務

四、報酬、俸給其他諸給與ニ關スル事務

五、本店及ビ支店諸勘定ノ整理ニ關スル事務

六、本店、支店ノ經理事務ノ統轄ニ關スル事務

七、本店支店用ノ一切ノ需用品購入ニ關スル事務但支店ニ其所屬ヲ定メタルモノヲ除ク

八、營業先賣掛代金取立ニ關スル事務

九、營業先貸金及滯貸整理ニ關スル事務

一〇、諸勘定及財産目録ニ關スル事務

一一、保證物件ノ保管ニ關スル事務

一二、豫備株券並ニ債券ノ保管ニ關スル事務

一三、以上各號ノ外經理ニ關スル一切ノ事項

營業 課

一九、本店雇用ノ給仕、小使等ノ雇入及取締ニ關スル事務

- 一、當會社全般ニ亙ル販賣事務統理ニ關スル事務
- 二、販賣取引ニ關スル一切ノ事項
- 三、製品ノ保管運送保險ニ關スル事務
- 四、原料麻購入ニ關スル一切ノ事務
- 五、取引上ノ諸契約書起草、査閲、保存ニ關スル事務
- 六、製造割當ニ關スル一切ノ事務
- 七、電信略語作製ニ關スル事務
- 八、販賣方法ノ調査研究ニ關スル事務
- 九、支店ト關係スル販賣事務ノ一切

統制課

- 一、統制ニ關スル一切ノ事務
- 二、割當證明書ノ整理保管ニ關スル事務
- 三、統制機關トノ交渉ニ關スル事務

以下省略

役員

- 社長 長 戸村 理順 (東京製綱株式會社)
- 専務取締役 坂本彌太郎 (北海道製綱株式會社)
- 常務取締役 竹井 增一 (東亞製綱株式會社)
- 同 辻内 近三 (東亞製綱株式會社)

- 常務取締役 加藤勘太郎 (加賀製綱株式會社)
- 同 壁谷武兵衛 (三陽製綱株式會社)
- 取締 役 今井德三郎 (株式會社笹村製綱所)
- 同 山本 賢三 (關西製綱株式會社)
- 同 前岡 英明 (前岡製綱株式會社)
- 同 藥師 德松 (藥師製綱所)
- 同 清水與次兵衛 (清水製綱所)
- 同 市川常太郎 (市川製綱株式會社)
- 同 大矢 吾一 (伊藤製綱所)
- 同 野崎 儀一 (北國製綱株式會社)
- 取締役兼支配人 黒田 常清 (日東製綱株式會社)

監査役

- 池田與一郎 (帝國製綱株式會社)
- 北村由太郎 (大東製綱株式會社)
- 宮本 太市 (合名會社宮本製綱所)
- 壁谷 米藏 (壁安製綱所)
- 藤田德太郎 (藤田製綱所)

四、船舶用マニラ索配給委員會

事務所 東京市京橋區八丁堀四丁目七番地
社団法人 日本船用品協會内

船舶用マニラ索の配給に關しては昭和十三年十一月左の各團體により船舶用マニラ索配給委員會が設けられ、昭和十四年二月十五日より實施されてゐる。

- 日本船主協會専務理事 波 多 野 保 二
- 造船聯合會常務理事 湊 一 磨
- 日本船用品協會理事長 淺 田 正 一
- 日本マニラ麻綱工業組合聯合會理事長 戸 村 理 順
- 船具商代表 木 村 敬 二 郎

船舶用マニラ索の配給規約及び同取扱規則左の如し。

船舶用マニラ索配給規約

第一條 現下ノ時局ニ鑑ミ國家經濟ノ規正ト船舶運營

ノ圓滑トヲ併セ期スル爲船舶用マニラ索ノ配給ハ本規約ノ定ムル所ニ依リ之ヲ調整スルモノトス

第二條 船舶用マニラ索ノ製造者ヨリ其ノ使用者ニ至ル供給ノ経路ハカメテ從來ノ慣行ニ從ヒ現存供給機構ノ變改ヲ避クルノ方針ヲ採ルモノトス

第三條 船舶用マニラ索ノ配給ニ關スル重要事項ヲ處理スル爲左ニ掲クル者ヲ以テ船舶用マニラ索配給委員會(以下單ニ配給委員會ト稱ス)ヲ組織ス

- 日本船主協會專務理事
- 造船聯合會常務理事
- 日本船用品協會理事
- 日本マニラ麻工業組合會理事

船具商代表者(差當リ日本船用品協會第六部會々長ヲ以テ之ニ充ツ)

配給委員會ノ委員長及同委員會ノ會議ニ於ケル議長ハ日本船用品協會理事長之ニ當ルモノトス

第四條 船舶用マニラ索ニ對シ原料麻ノ配給アリタルトキハ之ニ依リ製造セラルベキ索ノ分量ヲ左ノ三類ニ配分スルモノトス

一、船主直買(代理店扱ヲ含ム)

二、造船所直買(代理店扱ヲ含ム)

三、商店賣

前項ノ配分ハ配給委員會ニ於テ之ヲ決定ス

第五條 船舶用マニラ索ノ製造者ハ配給委員會ノ發行シタル割當證明書ト引換フルニ非ザレバ之ヲ引渡スコトヲ得ザルモノトス

第六條 船主又ハ造船所ニシテマニラ索ノ直買(代理店扱ヲ含ム)ヲ爲サントスルモノハ豫メ配給委員會ノ承認ヲ受クルコトヲ要スルモノトス

前項ノ承認ヲ受ケタル船主又ハ造船所ハ夫々第四條第一項第一號又ハ第二號ノ配分量ノ範圍内ニ於テ配給委員會ヨリ割當證明書ノ交付ヲ受クルモノトス

第七條 第四條第一項第三號ノ配分量ハ配給ノ普通化ヲ圖ル爲從來ノ帶給成績ヲ標準トシ更ニ之ヲ地方別ニ配分スルモノトス

第八條 配給委員會ヨリ割當證明書ノ交付ヲ受ケタルモノハ製品ト引換フルニ非ザレバ之ヲ他人ニ引渡スコトヲ得ザルモノトス

第九條 配給委員會ノ發行シタル割當證明書ハ之ニ記載シタル有効期間内ニ船舶用マニラ索製造者ニ之ヲ引渡シ製品ノ註文ヲ爲スニ非ザレバ其ノ效力ヲ失フモノトス

第十條 船舶用マニラ索ノ販賣業者ハ船主船長造船所又ハ船舶荷役業者ヨリノ註文ニ依ルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ザルモノトス、但シ當業者間ノ卸賣ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 船舶用マニラ索ノ製造者ハ其ノ製造シ及引渡シタルマニラ索ノ種類、數量及引渡先ヲ配給委員會ニ報告スルモノトス

第十二條 本規約ノ施行ニ要スル配給委員會ノ經費ハ配給委員會ニ於テ決定スル割當證明手数料ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス

第十三條 本規約ニ違反スル行爲アリタル者ニ對シテハ配給委員會ノ決議ニ依リ割當證明書ノ交付ヲ停止ス

ルモノトス

第十四條 本規約ハ遞信商工兩省ノ承認ヲ受クルモノトス其ノ改廢ニ付亦同ジ

第十五條 配給委員會ノ事務ハ日本船用品協會ニ於テ之ヲ行フモノトス

第十六條 本規約ハ昭和十四年二月十五日ヨリ之ヲ施行スルモノトス

船舶用マニラ索配給規約取扱規則

第一條 配給規約ニ於テ船舶用マニラ索ト稱スルハ登簿船、不登簿船ヲ問ハズ漁船ヲ除キタル一切ノ船舶ニ於テ使用スルマニラ索ヲ謂フ

第二條 配給委員會ノ會議ハ原料麻ノ配給アリタルトキ及委員長ニ於テ必要アリト認ムルトキ隨時開催スルモノトス

第三條 本規則ニ定ムル事項ノ外配給規約ノ施行ニ必要ナル事務ハ重要事項ヲ除クノ外委員長ノ專決施行ニ委スルモノトス

- 第四條 配給委員會ノ發行スル割當證明書ハ別紙第一號書式(書式略)ニ依ルモノトス
割當證明書ニハ發行ノ日ヨリ起算シ四十日間ノ有効期間ヲ附スルモノトス
- 第五條 效力ヲ失ヒタル割當證明書ヲ有スル者ハ遲滞ナク返還スルコトヲ要スルモノトス
- 第六條 割當證明書交付手數料ハ左ノ通りトシ割當證明書交付請求ノトキ之ヲ納付スルモノトス、マニラ索一〇〇封度又ハ其ノ端數毎ニ金五十錢
- 第七條 割當證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ一年間ノ所要見込量ヲ別紙第二號書式(書式略)ニ依リ其ノ前年九月末日迄ニ申告スルモノトス
前項ノ申告ヲ爲サザル者又ハ怠リタル者ニ對シテハ割當ヲ爲サザルコトアルベシ
- 第八條 規約第四條ノ配分アリタルトキハ同條第一項第一號及第二號ノモノハ更ニ之ヲ夫々各個別ニ割當テ別紙第三號書式(書式略)ニ依リ通知スルモノトス又同條第一項第三號ノモノハ之ヲ日本船用品協會ニ通知スルモノトス
日本船用品協會前項ニ依リ配分量ノ通知ヲ受ケタルトキハ更ニ之ヲ地方別ニ配分シ各個別ニ別紙第三號書式(書式略)ノ割當通知ヲ爲スモノトス
- 第九條 前項ノ通知ヲ受ケタル者ハ自己ノ割當量ノ範圍内ニ於テ別紙第四號書式(書式略)ニ依リ割當證明書ノ交付ヲ請求スルモノトス
- 第十條 規約第十一條第一項ニ依ル製造量ノ報告ハ毎月十日迄ニ其ノ前月分ニ付之ヲ爲スベキモノトス又引渡量ノ報告トシテ割當證明書ノ副本ニ必要事項ヲ記入シ遲滞ナク返送スルモノトス
- 第十一條 船舶用マニラ索ノ販賣業者ハ第五號書式(書式略)ニ依ル販賣報告ヲ三ヶ月毎ニ締切り翌月十五日迄ニ遲滞ナク提出スベキモノトス
- 附 則
昭和十四年分ノマニラ索所要見込量ノ第七條ニ依ル申告ハ昭和十三年十二月末日迄ニ之ヲ爲スモノトス尙船舶用マニラ索ノ販賣業者ハ別紙第六號書式(書式略)ニ依ル仕入證明書ヲ添付スルモノトス

五、日本マニラ麻網商業組合

事務所 東京市京橋區銀座六丁目三番地八坂商事株式會社内
昭和十四年八月五日設立認可

一、地區 内地一圓

二、目的 マニラ麻網販賣の改良發達を圖るため共同の施設をなす

三、組合員の資格

本組合は地區内に於て營業所を有シマニラ麻網(船舶用を除く)を購入の上販賣を業となすものを以て之を組織シ左の二部に分つ。

第一部は日本マニラ麻網工業組合聯合會所屬組合の組合員より直接マニラ麻網を購入の上之が販賣を業となすものを以て組織す

第二部は前項の者よりマニラ麻網を購入の上之を販賣するを業となすものを以て組織す

四、支部 各道府縣に一箇所宛設置

五、役員

- 理事長 八坂 雅二 (八坂商事株式會社取締役社長)
- 理事 岡本康太郎 (函館製網船具株式會社取締役社長)
- 理事 廣野善兵衛 (合名會社麻屋商店代表社員)
- 同 高林 義一
- 同 須藤 勝造
- 同 山本安太郎 (合資會社網太山本商店代表社員)
- 同 石井孝太郎 (合資會社石井本店代表社員)
- 同 川島 賢一 (株式會社森林商店大阪支店支配人)
- 同 吉岡嘉兵衛 (合名會社吉岡商店代表社員)
- 同 郡 與三郎
- 同 城山保次郎 (日本漁網船具株式會社專務取締役)
- 同 監事 新谷專太郎
- 同 藤井 禮治 (株式會社稻見商店代表取締役)
- 同 町野辰次郎
- 同 東芝 貫藏
- 同 小西龜三郎 (合名會社小西商店代表社員)

同 藤岡 英二

統制委員

- (北海道) 新谷專太郎
- (三陸) 階上金四郎
- (北陸) 藤井 禮治
- (關東) 中山 敦央
- (中部) 市川常太郎 (市川製網株式會社專務取締役)
- (關西) 南 眞彦 (南海網索商會主)
- (西部) 黒江 征雄 (カネエ商事株式會社專務取締役)
- (四國) 辻 駒吉
- (關門) 伊藤美彌一
- (九州) 藤岡 英二

仕入價格協定委員

- (北海道) 木島松藏
- (三陸) 鈴木 孝一 (株式會社三亥商店代表取締役)
- (北陸) 袴 信一郎 (合資會社袴賢炭所代表社員)
- (關東) 藤代 五郎
- (中部) 田中 佐助
- (關西) 高野 安吉

- (西部) 奥谷 日本
- (四國) 宇都宮 貞
- (關門) 延岡完治郎
- (九州) 松尾 豪雄

販賣價格協定委員

- (北海道) 森川増次郎
- (三陸) 藤澤 清助

- (北陸) 高橋勘右衛門
- (關東) 井上善太郎
- (中部) 朝倉銚太郎
- (關西) 杉本寅次郎
- (西部) 山下トヨノ
- (四國) 宇都宮 貞
- (關門) 菊谷 豊
- (九州) 中谷 貢

六、支部長、副支部長

支部長

- (北海道) 岡本康太郎 函館製網船具株式會社取締役社長
- (青森) 階上金四郎
- (岩手) 藤澤 清助
- (宮城) 廣野善兵衛 合名會社麻屋商店代表社員
- (秋田) 佐藤 豪介
- (山形) 長澤 哲彌
- (新潟) 藤井 禮治
- (富山) 袴 信一郎 合資會社袴賢炭處代表社員
- (石川) 高林 義一

- (福井) 近藤吉郎平
- (福島) 佐藤 作平 小名濱水産株式會社常務取締役
- (茨城) 菊池正三郎
- (栃木) 阿部 清八
- (群馬) 住谷 喜平 株式會社住谷商店取締役社長
- (埼玉) 長崎 康三
- (千葉) 鎌倉 國松
- (東京) 小竹敬一郎 株式會社小竹商店專務取締役
- (神奈川) 高柳錠太郎 三寶商事株式會社專務取締役
- (靜岡) 中山 敦央
- (山梨) 武居彌兵衛

- (長野) 春日榮太郎
 - (愛知) 朝倉銚太郎
 - (岐阜) 野田 進
 - (滋賀) 加藤 善平
 - (三重) 平田 佐矩
 - (大阪) 堀 茂
 - (京都) 野々内辰造
 - (和歌山) 山本勝之助
 - (奈良) 藤雄
 - (兵庫) 黒江 藤雄
 - (岡山) 廣井 宇平
 - (廣島) 奥谷 日本
 - (鳥取) 門永 康治
 - (島根) 松浦 安親
 - (香川) 窪田 國七
 - (愛媛) 宇都宮 貞
 - (徳島) 郡 與三郎
 - (高知) 辻 駒吉
 - (山口) 福井 保
 - (福岡) 北本 秀二
- カナエ商事株式会社専務取締役
 平田紡績株式会社専務取締役
 大阪製網合資会社代表社員
 合資會社昭和船具店代表者
 合名會社山下船具店代表社員
 日本漁網船具株式会社下關營業所長

- (長崎) 藤岡 英二
 - (佐賀) 竹本 忠
 - (熊本) 有馬 喜一
 - (大分) 松本 豊
 - (宮崎) 三重野老吉
 - (鹿児島) 松下正太郎
 - (北海道) 新谷專太郎
 - (同) 木島 松藏
 - (青森) 大岡 勝譽
 - (岩手) 花坂 岩治
 - (宮城) 松平 榮造
 - (同) 鈴木 孝一
 - (秋田) 佐々木直司
 - (新潟) 佐藤吉次郎
 - (富山) 安榮幸次郎
 - (石川) 五寶清次郎
 - (同) 高橋勘右衛門
 - (福井) 杉原 徳松
 - (福島) 大津賀幸平
- 副支 部 長
 合名會社有馬喜商店代表社員
 合資會社大岡漁網店代表社員
 株式會社三亥商店代表取締役
 合資會社五寶商店代表者

- (茨城) 黒澤四郎八
 - (栃木) 坂本千代三郎
 - (群馬) 川端勝三郎
 - (埼玉) 山崎 善助
 - (千葉) 齋藤久太郎
 - (同) 日高 半七
 - (東京) 坂崎 安藏
 - (同) 高橋 九六
 - (神奈川) 井上善太郎
 - (同) 藤代 五郎
 - (静岡) 片山七兵衛
 - (長野) 風間又右衛門
 - (愛知) 田中 佐助
 - (同) 壁谷武兵衛
 - (岐阜) 朝田治郎七
 - (滋賀) 近藤平兵衛
 - (三重) 鹽田 元吉
 - (同) 竹村勘太郎
 - (大阪) 山田勘三郎
 - (同) 藤本 伊八
- 合資會社片山船具店代表社員
 三陽製網株式会社取締役社長
 合名會社藤本商店代表社員

- (京都) 梅垣 庄藏
 - (和歌山) 茂野豊次郎
 - (兵庫) 庄司龍三郎
 - (同) 追分 榮壽
 - (岡山) 木村九平治
 - (廣島) 高橋 靜男
 - (同) 菅波 吳一
 - (鳥取) 足立富太郎
 - (島根) 川上惣太郎
 - (香川) 野網萬太郎
 - (徳島) 武田 文平
 - (同) 郡 茂吉
 - (高知) 横矢 勝馬
 - (山口) 中部幾次郎
 - (同) 菊谷 茂吉
 - (福岡) 永島敬三郎
 - (長崎) 中谷 貢
 - (同) 宮上友太郎
 - (佐賀) 谷口吉三郎
 - (熊本) 榊田喜一郎
- 合名會社庄司商店代表社員
 株式會社菅波商店代表取締役
 株式會社林兼商店取締役社長
 株式會社菊谷茂吉商店取締役社長
 合資會社三角船具店代表社員

(大分) 橋本 幸一
(宮崎) 杉村 朋一 合名會社杉村富士太郎商店代表社員

七、各支部總代

北海道支部

小樽市色内町六ノ三〇 新谷 專太郎
同 堺町九〇 森川 増次郎
同 手宮町三ノ二二 柴野 光明
札幌市北十二條西十七ノ一 村上 和
室蘭市海岸町三六 吉澤 傳次郎
釧路市大町六ノ一 栗山 幸治
函館市大町一六 木島 松藏
同 末廣町八二 岡本 康太郎
北海道根室町梅ヶ枝町 (函館製網船具株式會社取締役社長)
(株式會社柴野商店支配人) 中林 朋一郎

三陸支部

青森市大字大町一八〇 階上 金四郎
釜石市大字釜石第二地割 藤澤 清助

石卷市石巻裏町八三ノ一 吉村 忠藏
(株式會社吉村商店取締役社長)
宮城縣鹽釜町尾島 鈴木 孝一
(株式會社三亥商店代表取締役)

北陸支部

秋田市下鍛冶町 佐藤 豪介
山形縣西田川郡加茂町 長澤 哲彌
新潟市入船町二ノ三六八五 藤井 禮治
富山縣新湊町三ヶ新二九六 袴 信一郎
(合資會社袴賣炭所代表社員)
同滑川町一六一四 安榮 幸次郎
金澤市中堀川町五一 高林 義一
同 下堤町五六 五寶 清次郎
(合資會社五寶商店代表者)
同 横安江町一四 高橋 勘右衛門
同 荒町二ノ一五 近藤 正明
同 木ノ新保四番町六七 田島 寅吉
石川縣石川郡金石町本町 沖 彌一郎
福井縣坂井郡三國町下眞砂 近藤 吉郎平

關東支部

(東京市)

京橋區銀座六丁目三番地 八坂 雅二
(八坂商事株式會社取締役社長)
麴町區平河町二ノ一三 須藤 勝造
日本橋區吳服橋二ノ三ノ一 守谷 正毅
(株式會社守谷商會專務取締役)
同 本町四ノ五 坂崎 安藏
同 箱崎町一ノ一 池田 與一
(株式會社池田與一郎商店專務取締役)
本郷區駒込片町三二 稻見 喜一郎
(株式會社稻見商店代表取締役)
京橋區湊町三ノ一九 手塚 伸一
同 靈岸島一ノ一六 三上 俊夫
(株式會社大村商店代表取締役)
同 八丁堀四ノ一 石田 由松
(株式會社小竹商店專務取締役)
日本橋區芳町二ノ一 小竹 敬一郎
(株式會社前橋野澤商店取締役社長)
同 中洲二番地 前橋 喜重郎
同 本町一ノ七 福原 定次郎
京橋區新川二ノ一 高橋 九六
日本橋區村松町一六 佐久間 誠一
芝區金杉四ノ八 高浦 高太郎

中部支部

日本橋區小網町二ノ二 齋藤 幸次郎
城東區龜戸町六ノ四五 栗木 兼太郎
日本橋區小網町一ノ一 金久保 榮次郎
(株式會社金久保商店取締役社長)
深川區永代一ノ一六ノ四 小川 治兵衛
(株式會社小川治兵衛商店取締役社長)
神奈川縣小田原町幸町 井上 善太郎
横濱市中區本町六ノ五五 高柳 鏡太郎
(三寶商事株式會社專務取締役)
同 住吉町六ノ六八 藤代 五郎
同 眞砂町一ノ七 竹元 信義
沼津市魚町一二九ノ一 中山 敦央
福島縣田村郡三春町中町 橋本 捨五郎
銚子市和田町一五〇二 鎌倉 國松
同 飯沼町二〇四 尾張 四郎兵衛
同 飯沼町一ノ九 齋藤 久太郎
甲府市上一條町四七 武居 彌兵衛
中部支部
豐橋市魚町八六 田中 佐助
同 新川町新錢一ノ一三 山本 安太郎
(合資會社網太山本安太郎商店代表社員)

名古屋市西區傳馬町二ノ二 朝倉銚太郎
 同 米屋町二 町野辰次郎
 愛知縣寶飯郡形原町 壁谷武兵衛
(三陽製網株式會社取締役社長)
 同 市川常太郎
(市川製網株式會社專務取締役)
 三重縣三重郡富洲原町 平田 佐 矩
(平田紡績株式會社專務取締役)
 滋賀縣阪田郡長濱町宮三〇 加藤 善 平

關西支部

(大阪市)
 西區南堀江一番町二七 藤本 伊 八
(合名社會藤本商店代表社員)
 同 立賣堀北通七ノ二〇 東 芝 貫 藏
(南海網索商會主)
 西區本田三番町八一 南 眞 彦
(合資會社增田屋商店代表社員)
 同 西道頓堀三ノ一二 增田 義 一
(合資會社有田製網所販賣部代表社員)
 同 島津町二七 有田仙之助
(合資會社有田製網所販賣部代表社員)
 同 本田町通一ノ六一 高野 安 吉
 同 島津町四番地 吉田惣次郎

同 薩摩堀北之町三二 石井孝太郎
(合資會社石井本店代表社員)
 同 本田通一ノ二三 堀 茂
(大阪製網合資會社代表社員)
 東區博勞町二ノ六〇 山田勘三郎
(株式會社森林商店大阪支店支配人)
 同 北久太郎町一ノ二八 川島賢一
(株式會社和田庄商店取締役社長)
 同 南久太郎町四ノ一三 和田 庄 助
(株式會社和田庄商店取締役社長)
 同 南久寶寺町五ノ四三 柳原友次郎
(柳原製網株式會社專務取締役)
 同 北久太郎町五ノ一〇 杉本寅次郎
 天王寺區上汐町三ノ四 岡野安吉
 港區南安治川通二ノ二 中上覺永
(合資會社藤本製網所代表社員)
 同 同 三ノ二 藤本彌八郎
 岸和田市本町一ノ一四 松浦平三郎
 大阪府泉南郡佐野町五一八六 明松豐次郎
 舞鶴市平野屋町一ノ一七 梅垣庄藏
 京都市七條通西洞院東入夷之町 野々内辰造
 和歌山縣海草郡巽村阪井 山本勝之助

和歌山市寄合町

茂野豐次郎
(合名會社茂野豐次郎商店代表社員)

鳥取縣西伯郡境港相生町一〇 門永康治
(合資會社昭和船具店代表社員)
 松江市和多見町一三二 山下トヨノ

西部支部

神戸市兵庫區西出町二八二 豐田 正 藏
(株式會社豐田商店專務取締役)
 同 同 北山 幸 一
(株式會社六甲商會取締役)
 同 同 小物屋町二九 吉岡 嘉兵衛
(合名會社吉岡商店代表社員)
 同 同 島上町二八 黒江 柁 雄
(カナエ商事株式會社專務取締役)
 同 同 出在家町九九 前田 熊 太郎
(合名會社小西商店代表社員)
 同 同 北宮内町三番邸 小西 龜 三 郎
(合名會社小西商店代表社員)
 同 同 神戸區三宮町一ノ一七五 追 分 榮 壽
(合名會社大久保商店代表社員)
 同 同 湊東區中町通一ノ四九 小西 良 平
(合名會社大久保商店代表社員)
 同 兵庫區川崎町三 吉岡 啓 三
(合名會社吉岡商店支店代表社員)
 尼崎市築地本町四ノ九〇 庄司 龍 三 郎
(合名會社庄司商店代表社員)
 兵庫縣城崎郡香住町若松 西上 豐 造
 尾道市土堂町三〇二 奥谷 日 本

四國支部

德島市津田町一三七六 郡 與 三 郎
 高知縣須崎町須崎一六九二 辻 駒 吉
 宇和島市惠美須町七三 宇都宮 貞
 關門支部
 下關市岬之町三二 城山保次郎
(日本漁網船具株式會社專務取締役)
 同 入江町二六 伊藤美禰一
 同 西細江町一八 菊 谷 豐
 同 西南郡町四三 佐藤千次郎
 同 竹崎町六一 中部幾次郎
(株式會社林兼商店取締役社長)
 同 伊崎町四五 延岡完治郎
 同 西細江町 菊谷茂吉
(株式會社菊谷茂吉商店取締役社長)
 同 德山市二四五 濱田 茂 一
 同 同 明石利三郎

マニラ麻大觀

二六六

門司市門司三〇五ノ一

永島敬三郎 長崎市元船町三ノ七

藤岡英二

九州支部

同 五島町四一
島原市

中谷 貢
松尾 豪雄

六、日本輸出麻真田工業組合聯合會

所屬組合 八組合 現在組合員 百二十一名

事務所 橫濱市中區太田町六丁目七十二番地
支部 神戸市葺合區磯邊通四丁目七磯邊ビル

所屬組合

東京輸出麻真田工業組合

組合員 六名

事務所 東京市蒲田區東六郷二丁目九番地ノ八

豐橋輸出麻真田工業組合

組合員 四十六名

事務所 豐橋市前田町一〇〇番地

小千谷輸出麻真田工業組合

組合員 十六名

事務所 新潟縣北魚沼郡城川村千谷川五九番地

柏崎輸出麻真田工業組合

組合員 五名

事務所 新潟縣刈羽郡柏崎町枇杷島一五一ノ七

石川縣輸出麻真田工業組合

組合員 七名

事務所 金澤市宗叔町三番丁五

茨城縣輸出麻真田工業組合

組合員 二名

事務所 茨城縣那珂郡湊町五丁目五、一四七

静岡縣輸出麻真田工業組合

組合員 十名

事務所 静岡縣田方郡三島町六九九ノ三

橫濱輸出麻真田工業組合

組合員 二十九名

事務所 橫濱市中區杉山町四丁目一一五

七、マニラ麻製紙統制會

事務所 東京市京橋區京橋二ノ七(中川ビル)

昭和十三年八月設立

加盟者 全國機械製紙工業組合十組合ノ内組合の組合員三十六工場

委員

- 日本紙業株式會社 小田原製紙株式會社 合資會社佐野製紙工場 株式會社丸井製紙工場
- 山田製紙場 南海紙業株式會社 三菱製紙株式會社 株式會社平和製紙工場
- 株式會社丸八製紙工場
- 常任委員 日本紙業 小田原製紙 丸井工場

八、和紙輸出振興會

和紙輸出振興會は和紙の輸出振興を圖るため、その輸入原料たるマニラ麻の圓滑なる配給を確保する目的を以て、内地一圓を地區とし、輸出和紙抄造業者及其の工業組合を以て昭和十三年六月組織され、以來原料の配給、營業の統制を實施してゐる。

同會の規約、統制規程要項及び會員名簿並に委員の氏名は次の通りである。

和紙輸出振興會規約

第一章 總 則

第一條 本會ハ和紙ノ輸出振興ヲ圖ル爲其ノ輸入原料タルマニラ麻ノ圓滑ナル供給ヲ確保スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ和紙輸出振興會ト稱ス

第三條 本會ノ地區ハ内地一圓トス

第四條 本會ハ輸出和紙抄造業者及其ノ工業組合ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ輸出和紙トハ左ノモノヲ謂フ

- 一、卷取及平判各種コツピー紙
- 二、帽子原紙及紙布原紙
- 三、テープ類
- 四、機械濾典具帖紙
- 五、コロンペーパー、カーボン原紙
- 六、謄寫原紙
- 七、鳥ノ子紙
- 八、其他

第五條乃至第十五條省略

附錄篇 第二 マニラ麻統制團體要覽

第十六條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、マニラ麻ノ配給
 - 二、會員ノ營業ニ關スル統制
 - 三、其ノ他必要ナル統制及取締
- 第十七條省略
- 第十八條 本會必要アルトキハ麻ノ配給、輸出ノ取締其ノ他必要ナル統制ヲ行フ
- 第十九條 以下省略

和紙輸出振興會統制規程

第一條 本會ハ規約第十八條ノ規定ニ依リ「マニラ」麻ノ配給並製品受注及輸出ノ證明ヲ行フ

前項ノ配給ハ輸出和紙ノ注文ヲ受ケタル者ニ對シテノミ行フモノトス

第二條 マニラ麻ノ購入ハ本會之ヲ行ヒ之ガ輸入ハ輸入業者ニ委託ス

第三條 會員マニラ麻ノ配給ヲ受ケントスルトキハ左ノ保證金及配給手数料ヲ本會ニ納付スベシ但シ保證金ハ當該原料ガ製品ト化シテ輸出ヲ完了セラレタルト

キ之ヲ拂戻スモノトス

保證金一俵ニ付十圓

配給手数料一俵ニ付一圓

第四條 マニラ麻ノ引渡ハ本會ノ發行スル配給票ニヨリ輸入業者之ヲ行フ

第五條 代金ノ決済ハ購入者及輸入業者間ノ任意取極ニ依ル

第六條 會員マニラ麻ノ配給ヲ受ケントスルトキハ本會所定ノ申込書ニ左ノ事項ヲ記載シ注文アリタルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ之ヲ本會ニ提出スベシ

- 一、製品ノ品名
 - 二、製品ノ寸法
 - 三、製品ノ數量
 - 四、製品ノ貫數
 - 五、製品ノ仕向地
 - 六、製造會社名
 - 七、マニラ麻ノ配給率
 - 八、配給ヲ受クベキ「マニラ」麻ノ俵數(一俵未滿ハ四拾五入スルモノトス)
- 前項ノ注文アリタルコトヲ證スル書面トハ海外ヨ

リ注文アリタルコトヲ證スル輸出業者ノ證明及本會會員ト輸出業者トノ間ニ介在者アルトキハ其ノ證明ヲ謂フ

第七條 省略

第八條 輸出和紙抄造ノ目的ヲ以テ配給ヲ受ケタル「マニラ」麻ハ之ヲ他ノ目的ニ使用シ又ハ轉賣スルコトヲ得ズ

第九條 輸出和紙抄造ノ目的ヲ以テ配給ヲ受ケタル「マニラ」麻ハ左ノ期間内ニ輸出ヲ完了スベキモノトス

- 一、帽體、コツビーブツク等ノ加工品ニ使用サレタルモノ四ヶ月
 - 二、紙布用トシテ使用サレタルモノ三ヶ月
 - 三、紙ノマ、輸出サレタルモノ二ヶ月
- 第十條 止ムヲ得ザル事由ニ依リ前條期間内ニ輸出ヲ完了シ得ザルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ本會ニ提出シ委員長ノ指揮ヲ受クベシ
- 第十一條 和紙及其ノ加工品ガ輸出セラレタルトキハ之ガ材料ヲ供給シタル本會會員ハ第六條第二項ノ規定

和紙輸出振興會名簿

岐阜縣武儀郡西武藝村	山田製紙所
東京市日本橋區通一	小田原製紙株式會社
静岡市水落町三	賤機製紙株式會社
高知縣吾川郡伊野町	日本紙業株式會社伊野工場
静岡縣庵原郡興津町	高橋嘉市商店
静岡縣富士郡今泉村	岳南製紙株式會社
静岡市馬淵本町	静岡抄紙社
岡山縣眞庭郡勝山町	勝山製紙合資會社
静岡縣富士郡今泉村	合資會社鈴源商店
和歌山縣日高郡藤田村	南海紙業株式會社
静岡縣富士等今泉村	丸八製紙株式會社
高知縣吾川郡伊野町	株式會社上田商店
愛媛縣宇摩郡松柏村	株式會社村松製紙所
高知市三浦町	三浦商工株式會社
津山市川崎	津山製紙株式會社
愛媛縣宇摩郡川之江町	株式會社 丸井工場
静岡市柳町	佐野製紙工場

附則

- 第十二條 銀行ヲ經由セズシテ船積書類ヲ直送スル場合ハ無爲替輸出許可書ヲ以テ税關ノ證明ニ代フルモノトス
- 第十三條 本會必要アルトキハ輸出商品ニ對シ輸出業者又ハ税關ノ諒解ヲ得テ検査ヲ行フコトヲ得
- 第十四條 加工品中製紙含有量ノ算定ニ困難ナル場合ハ適當ノ顧問ニ囑託シテ之ガ鑑定ヲ行フモノトス
- 第十五條 輸出商品ガ輸出不能トナリタルトキハ其ノ詳細ヲ記載シタル書面ヲ本會ニ提出スベシ
- 第十六條 會員以外ノ者ニ對スル配給方法ニ關シテハ申請ノ都度實行委員協議ノ上之ヲ決ス

本則ハ昭和十三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
本則ハ昭和十三年三月十五日以後海外ヨリ受注シ昭和十三年五月六日以後輸出サルモノニ付テモ之ヲ適用ス

和紙輸出振興會委員

委員長 日本紙業株式會社伊野工場 小田原製紙株式會

社 株式會社丸井工場 南海紙業株式會社 勝山製紙合
資會社

九、京阪マニラ麻生産問屋同業會

本部事務所 東京市日本橋區橋町八番地
支部事務所 各支部の理事宅

本會はマニラ麻生産問屋の改良發達を圖るため之に必要な共同施設をなす目的を以て東京市及び大阪市の業者中昭和十、十一年度に於てマニラ麻の輸入實績を有する九店を以て昭和十三年八月結成された團體である。會員は左の如し。

- 東京市本郷區駒込片町三二 (理事) 株式會社稻見商店
- 大阪市東區横堀二丁目 (理事) 今道商店
- 東京市日本橋區小網町一丁目 (理事長) 株式會社金久保商店
- 大阪市西區本田町通二丁目 高野安吉

- 東京市日本橋區中洲二 株式會社前橋野澤商店
- 東京市日本橋區芳町二ノ一 株式會社小竹商店
- 同 村松町三四 (理事) 佐久間誠一商店
- 同 小傳馬町一ノ二 木下吉兵衛東京支店
- 同 淺草區猿若町二丁目十七 山五商店

マ
ニ
ラ
麻
統
計
表

過去三十年間比律賓群島産マニラ麻生産高 (單位俵)

年次	ダバオ麻	其他ノ麻	合計
1910	—	—	1,331,638
1911	—	—	1,356,952
1912	—	—	1,260,659
1913	—	—	1,110,833
1914	—	—	1,088,028
1915	34,320	977,016	1,011,336
1916	48,584	1,126,079	1,174,663
1917	81,580	1,210,271	1,291,851
1918	106,997	1,214,482	1,321,479
1919	109,511	1,056,975	1,166,486
1920	126,933	924,668	1,051,601
1921	131,708	561,114	692,822
1922	182,537	1,026,551	1,209,088
1923	185,553	1,246,868	1,432,421
1924	192,333	1,249,414	1,441,747
1925	191,225	1,018,075	1,209,300
1926	201,879	1,036,254	1,238,133
1927	197,469	1,031,650	1,229,119
1928	310,647	1,076,250	1,386,897
1929	411,710	1,178,633	1,590,343
1930	433,023	841,436	1,274,459
1931	373,186	697,961	1,071,147
1932	327,376	545,578	872,954
1933	508,430	719,557	1,227,987
1934	646,680	794,522	1,441,202
1935	587,789	902,268	1,490,057
1936	475,897	830,426	1,306,323
1937	475,849	843,273	1,319,122
1938	616,000	516,720	1,132,720
1939	752,000	658,000	1,410,000

過去二十九年間マニラ麻積出統計表

(單位表)

年次	日本向	米國向	歐大陸向	其他	合計
1910	—	614,224	642,057	61,717	1,317,998
1911	—	524,073	568,249	72,483	1,164,810
1912	51,336	609,662	686,921	50,270	1,390,183
1913	37,449	374,650	502,634	36,055	950,783
1914	46,601	406,744	426,631	50,381	930,357
1915	50,367	522,853	476,660	48,513	1,098,403
1916	61,957	543,006	428,220	57,673	1,090,856
1917	96,917	759,408	377,154	74,974	1,308,453
1918	101,656	697,236	478,224	49,915	1,327,031
1919	40,113	555,242	384,941	50,946	1,031,248
1920	51,249	538,403	444,311	74,926	1,108,889
1921	168,390	297,530	288,013	75,665	829,598
1922	200,782	717,623	394,052	67,389	1,379,856
1923	245,463	641,134	535,036	75,727	1,497,360
1924	202,899	642,722	549,219	77,810	1,472,655
1925	170,731	479,552	494,452	74,764	1,219,499
1926	232,989	497,169	438,637	87,584	1,256,379
1927	259,494	400,282	486,632	101,258	1,247,666
1928	317,522	413,828	573,607	42,709	1,347,666
1929	351,134	552,091	547,837	41,530	1,402,692
1930	285,752	479,868	513,816	44,019	1,323,455
1931	334,122	228,767	452,397	64,779	1,080,065
1932	305,273	210,091	290,417	30,068	835,849
1933	372,051	314,548	474,223	42,198	1,203,020
1934	473,202	363,715	515,175	56,662	1,408,754
1935	521,540	376,721	501,904	55,930	1,456,095
1936	482,882	315,226	497,234	48,425	1,343,767
1937	365,280	350,351	539,328	60,206	1,315,165
1938	300,044	234,047	509,331	61,848	1,105,320

世界硬質纖維生產高

一九二六年——一九三八年 (單位磅)

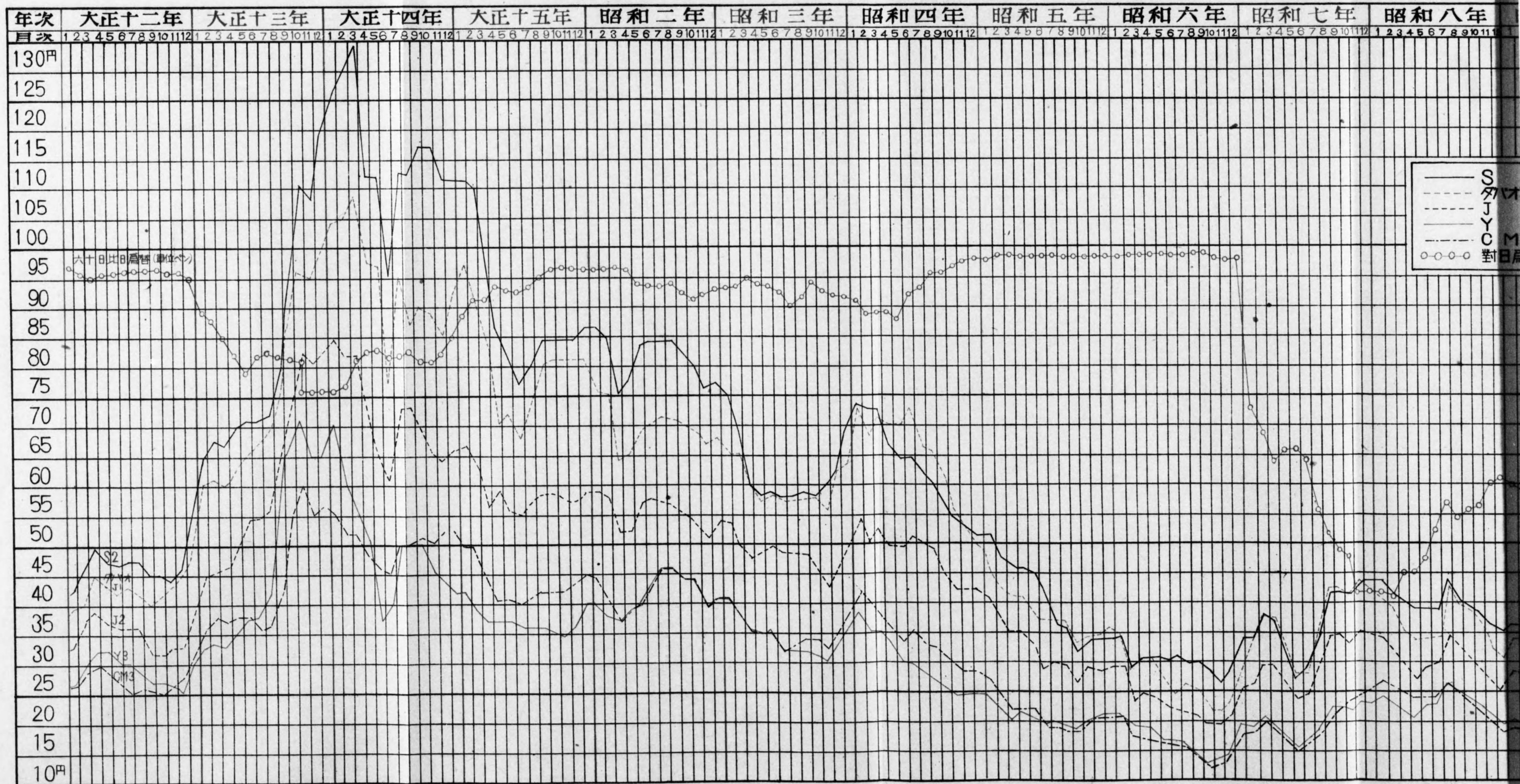
年次	マニラ麻 及マレー	スキシコ カイサル	シヤドカイサル スワトラーバカ	アフリカ カイサル	其他	合計
1926	177,186	110,000	38,000	40,500	51,888	417,574
1927	177,501	120,000	44,000	50,000	42,581	436,082
1928	195,781	127,000	46,000	52,030	35,982	456,703
1929	224,652	101,000	52,000	70,000	36,650	484,302
1930	176,466	104,000	65,000	76,000	29,000	450,466
1931	145,859	70,000	76,000	83,000	9,985	384,844
1932	118,601	83,000	80,000	85,000	10,500	382,101
1933	167,164	93,000	95,000	108,000	12,900	476,064
1934	190,291	92,000	69,671	107,000	15,400	474,362
1935	201,293	90,000	84,000	144,003	11,100	530,398
1936	183,499	94,000	82,000	150,000	15,100	524,599
1937	178,497	93,003	79,000	157,000	23,000	529,497
1938	152,670	75,000	76,003	164,500	不明	

三才圖會

明 宋 王象晉 撰

三才圖會
卷之八
雜考

大正十二年-昭和十四年 マニラ麻



年	月	日	時	分	秒
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

昭和十五年七月十五日 印刷納本
昭和十五年七月二十日 發行



マニラ麻大観
定價金參圓五拾錢

編輯兼發行人 三宅芳助
東京市豊島區池袋四丁目四百七十六番地

印刷人 横澤藤盛
東京市牛込區早稻田鶴卷町三七一番地

印刷所 明正社印刷所
東京市牛込區早稻田鶴卷町三七一番地

發行所

東京市豊島區池袋四丁目四百七十六番地
麻船具新聞社
電話大塚 二七五二番
振替東京 六八一二番

又

△

サハハ

海

海

10

9

8

7

6

5

4

3

2

1

海

海

海

海

海

海

海

海

海

海

比 律 賓 群 島 マニラ麻及マゲー産地略圖 附 産 地 略 名



産地略名

レーテ州 (LEYTE)		
TL	タクロバン	(Tacloban)
CR	カリガラ	(Carigara)
B	バイバイ	(Baybay)
MA	マアシン	(Massin)
MG	マリトボク	(Malitbog)
P	パロンボン	(Palompon)
サマール州 (SAMAR)		
BO	ボロンガン	(Borongan)
CA	カルパヨグ	(Calbayog)
CM	カタルマン	(Catarman)
CT	カトパロガン	(Catbalogan)
LS	ラオアン	(Laoan)
アルバイ州 (ALBAY)		
L	レガスピ	(Legaspi)
LI	リガオ	(Ligao)
T	タバコ	(Tabaco)
GN	ギノバタン	(Guinobatan)
カタンドアネス州 (CATANDUANES)		
VC	ビラック	(Virac)
サウス・カマリネス州 (S. CAM.)		
GO	ゴア	(Goa)
IR	イリガ	(Iriga)
N	ナガ	(Naga)
NT	ナト	(Nato)
LA	ナセホセ	(San Jose · Sadang)
ノース・カマリネス州 (N. CAM.)		
D	ダエト	(Daet)
ソルソゴン州 (SORSOGON)		
BU	ブラン	(Bulan)
CS	カシグラン	(Casiguran)
DS	ドンソル	(Donsol)
G	グバット	(Gubat)
MT	マトノグ	(Matnog)
S	ソルソゴン	(Sorsogon)
ダバオ州 (DAVAO)		
DA	ダバオ	(Davao)
DL	ダリアオン	(Daliaon)
MI	マティ	(Mati)
ML	マリタ	(Malita)
SC	サンタ・クルス	(Santa Cruz)
TO	タロモ	(Talomo)
ミサミス州 (MISAMIS)		
K	カガヤン	(Cagayan)
スリガオ州 (SURIGAO)		
SU	スリガオ	(Surigao)
サンボアンガ州 (ZAMBOANGA)		
Z	サンボアンガ	(Zamboanga)
セブ州 (CEBU)		
C	セブ	(Cebu)
マニラ (MANILA)		
M	マニラ	(Manila)
イロイロ州 (ILOILO)		
I	イロイロ	(Iloilo)
マスバテ州 (MASBATE)		
MS	マスバテ	(Masbate)
タヤバス州 (TAYABAS)		
MU	マウバン	(Mauban)
サウス・イロコス州 (S. ILOCOS)		
V	ビガン	(Vigan)

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18



◎ 主要輸出港
 ◎ マニラ麻集産地
 ----- 州界

IR	イリガ	(Iriga)
N	ナガ	(Naga)
NT	ナト	(Nato)
LA	サシホセ	(San Jose · Sadang)
	ノース・カマリネス州 (N. CAM.)	
D	ダエト	(Daet)
	ソルソゴン州 (SORSOGON)	
BU	ブラン	(Bulan)
CS	カシグラン	(Casiguran)
DS	ドンソル	(Donsol)
G	グバット	(Gubat)
MT	マトノグ	(Matnog)
S	ソルソゴン	(Sorsogon)
	ダバオ州 (DAVAO)	
DA	ダバオ	(Davao)
DL	ダリアオン	(Daliaon)
MI	マティ	(Mati)
ML	マリタ	(Malita)
SC	サンタ・クルス	(Santa Cruz)
TO	タロモ	(Talomo)
	ミサミス州 (MISAMIS)	
K	カガヤン	(Cagayan)
	スリガオ州 (SURIGAO)	
SU	スリガオ	(Surigao)
	サンボアンガ州 (ZAMBOANGA)	
Z	サンボアンガ	(Zamboanga)
	セブ州 (CEBU)	
C	セブ	(Cebu)
	マニラ (MANILA)	
M	マニラ	(Manila)
	イロイロ州 (ILOILO)	
I	イロイロ	(Iloilo)
	マスバテ州 (MASBATE)	
MS	マスバテ	(Masbate)
	タヤバス州 (TAYABAS)	
MU	マウバン	(Mauban)
	サウス・イロコス州 (S. ILOCOS)	
V	ビガン	(Vigan)

創立明治二十二年

專賣特許
品製

不反撥性鋼索(シノサイ式鋼索)
ワイヤ入漁業用麻網(コムパウンドロープ)
防腐マニラ網(麻ノ葉印)



東京製網株式会社

東京市日本橋區吳服橋三丁目五番地

電話日本橋(24)自一一五五番

工場 川崎工場 川崎市河原町

兵庫工場 神戸市兵庫區入江通

倉庫 小倉工場 小倉市砂津

ワイヤロープ
マニラロープ

漁業、船舶其他用



支那麻 直輸入 M K S O 印 ダバオ麻
マニラ麻

日産農林工業社ボルネオ麻
南邦織維株式會社マオラン
南洋織維興業株式會社製品 一手販賣

東東市日本橋區室町二丁目一ノ一 (三井三號館八階)

小倉貿易株式會社

支店 神戸市神戸區明石町卅二 (明海ビル地下一階)
電話日本橋 (24) 三三五四八番
電話三ノ宮 (六二〇番) 一四〇五番
六四一番 三匹四〇番
派出所 横濱市中區日本大通 (三井物産株式會社支店內)
電話本局四六一番、三五八七番、五一九五番
派出所 川崎市扇町一 (三井物産川崎港務所内)
電話川崎 三五七一番
出張所 漢口、上海、武穴、マニラ、セブ、パラオ

創立昭和四十年十二月

資本參百萬元
(全額拂込済)



日本マニラ麻綱株式會社

マニラロープ、トワイン及岩絲

本店 東京市日本橋區通一丁目

大阪支店 大阪市南區末吉橋通二丁目三番地
電話日本橋 (24) 四九一九番
電話船場 五二六二番
形原支店 愛知縣寶飯郡形原町字御嶽五六番地
電話形原 一五二番
金澤支店 金澤市英町三三番地
電話金澤 五一一番

日本ペイント株式會社
東京製網株式會社
近江帆布株式會社
大正製麻株式會社

製品販賣代理店

東京市京橋區靈岸島一丁目十六番地

株式會社大村商店

電話京橋(56) 四四八、四八八、八二四
八二五、三七五七、九九五五

常務取締役	三上俊夫
取締役	田邊武次
同	津倉良了
同	鈴木良藏
同	赤松範一
同	田坂吉二郎
同	田坂吉二郎

布ホース、麻綿帆布、天幕、雨覆

中越製布製 ホース一手販賣
帝麻製品特約店

東京市京橋區木挽町一丁目

高島屋工業株式會社

電話京橋(56) 代表 三三三
三三三 三三三 三三三
三三三 三三三 三三三

大阪市東區伏見町五ノ卅八
大阪支店

電話北濱(23) 五五五二 二〇九七番

赤羽工場 東京市王子區志茂町一ノ八七〇

電話赤羽 三三三 三三三 三三三

名古屋市西區傳馬町三ノ二〇

名古屋出張所
電話本局(2) 四四七八番

營業品目

麻織物及麻糸類
木棉織物及糸類
織物諸加工品
東洋印カタン糸
天幕、雨覆
軍需品
各種綱索類
製造販賣



廣瀨商會

廣瀨太次郎

帝國製麻株式會社陸軍代理店
日滿亞麻紡織株式會社一手販賣店
出雲製織株式會社陸海軍總代理店
東洋紡績株式會社陸海軍代理店

本店

東京市日本橋區通三丁目二番地八

電話日本橋(24) 代表三三二六番(五)

第一工場

東京市京橋區月島東仲通四丁目五番地

第二工場

東京市京橋區月島西河岸通四丁目三番地

製綱工場

東京市城東區北砂町四丁目一五三九番地

電話本所(73) 三六一〇番



營業科目

マニラロープ・支那麻・漁網一式
ワイヤロープ・マニラ麻・ラミー糸
マゲロープ・野州麻・トワイン網
タロープ・信州麻・各種網
ジウトロープ・陸中麻・南京細引
トワイン・上海市皮・天津細引
綿ロープ・漁網綿糸・各種浮子
棕枳ロープ・岩糸・漁具一式



株式三京製網所

本社東京日本橋小網町
工場愛知縣形原町

株式會社 金久保商店

本社東京日本橋小網町
工場錦糸工場 東京大泉町
麻網工場 東京砂町
岐阜縣高田町

マニラロープ
南京ロープ
野州ロープ
各種ロープ
細引



帝國製網株式會社

電話 足立 二一六九番

東京市足立區千住東町七十二番地

漁網綿糸
麻苧ロープ
漁網染料



株式會社 池田與一郎商店

電話 茅場町(66) 一六一九番
電話 (イケダ) 又ハ(イ)
振替 東京 二〇〇六一番

東京市日本橋區箱崎町壹丁目



プーロラニマ
ソロフトラニマ
社會式株網製亞東

號五一八階ハルビ丸區町麴市京東

番一八九一内ノ九話電

三〇七一川濱南井大區川品市京東 場工

番九五四二森大話電

京陵マニラ麻生産問屋同業會

東京市日本橋區橋町八番地
電話漢花(67)四四二七番

營業課目
軍需麻製品
兵器馬具
附屬革金具類
麻網麻糸一式
漁業用品
麻綿帆布一式
作業衣團服一切



日本製麻工業株式會社

東京市日本橋區橋町八番地

電話漢花(67)四四二七番



マニラロープ
トワイン
南京白打
ターロープ
其他諸ロープ

東京市城東區北砂町四丁目一二九番地

平加納製網所

電話本所(73)六四七二番

内外麻苧
日の出錆印
各種製品
漁船具類



東京市京橋區靈岸島二丁目一番地
株式會社吉田商店

取引(第百銀行新川支店 電話京橋(56)一八六三番
安田銀行鍛橋支店 振替東京四三五一九番
三菱銀行永代支店 電話(ヨ)又ハ(ヨシ)

各ロープ
トワイン
製造販賣



東京市城東區南砂町一丁目九三六番地
吉田製綱株式會社

取引(昭和銀行深川支店 電話本所(73)五九七〇番
銀行(三) 京橋區靈岸島二丁目一番地

各ロープ
トワイン
製造販賣



愛知縣寶飯郡形原町
日産製綱株式會社

取引(名古屋銀行蒲郡支店 電話形原一三九番
銀行(岡崎)銀行形原支店 振替名古屋四九四七〇番
電話(二)又ハ(ニセ)

内外麻苧
麻綿ロープ
麻綿パツキンケ
麻糸細引
麻馬一引式
細工一式

創業明治四十四年

諸官省納品請負

東京市日本橋區濱町二ノ八七

刃 福田辰藏商店

店主 福田辰藏

電話茅場町四九七二番
振替口座東京一一八〇三番

東京市城東區北砂町四丁目一、一六三番地

福田製綱株式會社

工場(城東區北砂町四丁目
城東區北砂町五丁目)



登録

商標

製品

クーマ

鳩錨印
旗櫻印
日輪印

市川製網株式会社

愛知縣寶飯郡形原町

(三河鐵道鹿島驛前)
電話形原區一〇八番
電信略號(〇二)又(八一)
振替口座名古屋九四四番
形原局私書函第一號

營業品目

マニラロープ
マニラトワイン
國産麻ロープ
國産綿ロープ
綿八ツ打紐
麻糸類各種

製造卸商



印

鯨

マニラロープ
マニラトワイン
マゲロープ
ターロープ
綿ロープ
其他各種製網

愛知縣寶飯郡形原町

三陽製網株式会社

電話形原區三七番



月 錨 印

マニラロープ
マニラトワイン
マニラ延繩
鯨 大 敷 網
タローロープ
マゲローロープ
南京ロープ

製造販賣

愛知縣寶飯郡形原町 (蒲郡驛)

會社 壁 安 製 網 所

電話形原一四番
振替東京七八五一〇番



日 星 印

マニラロープ
マニラトワイン
マニラ延繩
鯨 大 敷 網
タローロープ
打白ロープ

日星印マニラロープ製造元

稻葉製網株式會社

社長 稻葉金治郎

愛知縣寶飯郡形原町
電話 (形原) 五七番
略話 (イナ) 又ハ (イ)



株式會社

笹村製網所

船舶、漁業、鐵道、土木、鑛山用

營業目

マニラロープ マニラトワキン
ワイヤロープ 傳道用
ターロープ コットンロープ
スピンドルテープバンド

海軍省指定工場

營業所 大阪市西區阿波堀通五丁目

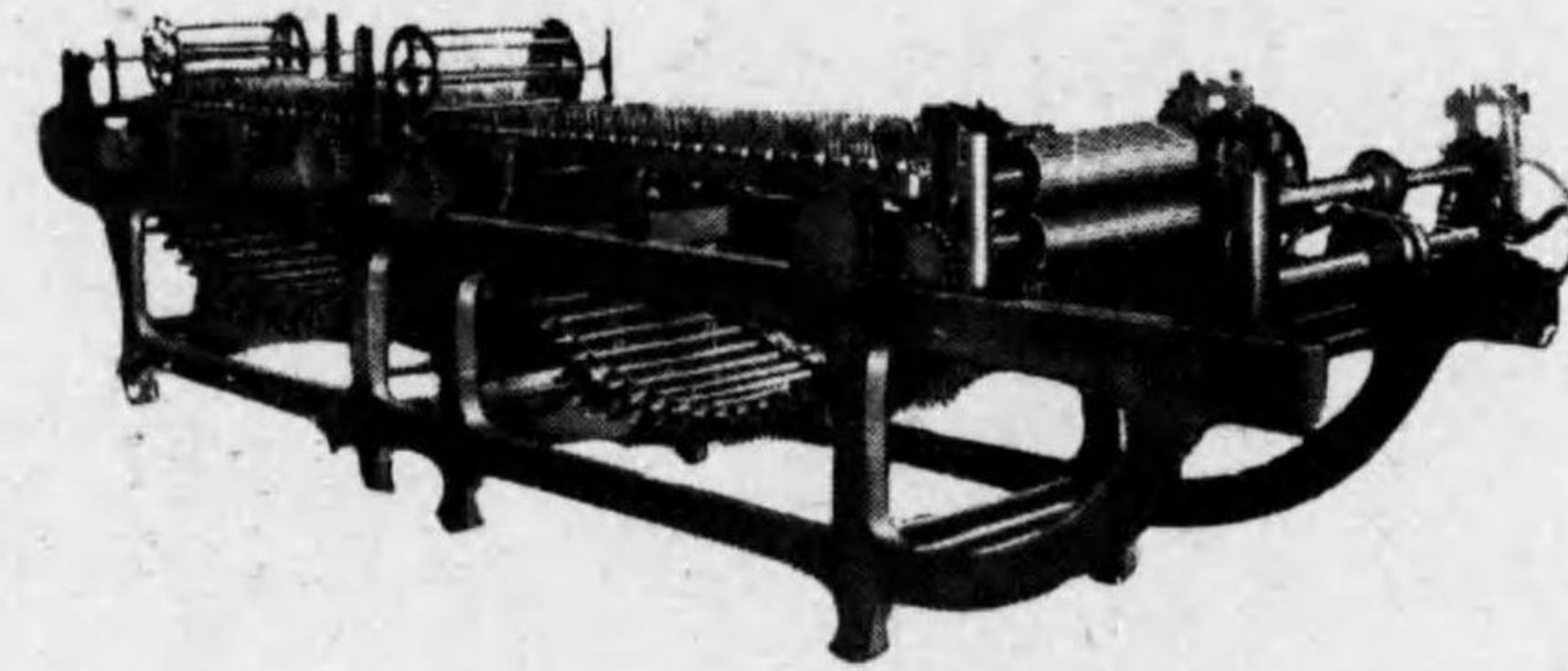
電話新町 代表五五五七番 五五五八番 六三二七番

東京出張所	東京市京橋區京橋三丁目	電話京橋(56)七四一七番 八七〇六番
鋼索工場	大阪市旭區今福町	電話堀川一九七一番
マニラ工場	大阪市旭區今福町	電話堀川一八七一番
綿麻網工場	大阪府下三宅村	電話吹田二二四番
紐帶工場	大阪市旭區今福町	電話旭二〇一〇番

陸海軍御用軍需品製作
航空機部分品精密諸機械
千年式マニラロープ
製網機並紡績織機

電氣並ニ蒸氣ウインチ
ウインドラス・船舶機裝用
統一規格品一式

千年式マニラロープ製網機



— 船舶建造 —

株式會社

本社 三原造船所

大阪市大正區今木町
電話泉尾 1038番 3077番

名古屋

千年工場

舊名 千年鐵工所

名古屋市熱田區千年町平畑 285
電話南(6) 2821番

マニラ麻 直輸入
支那麻

株式會社 和田庄商店

大阪市西區本田三番丁八八
電話西 (43) 七二二 四九七 一〇四 七七一 番番番

赤玉印



東亞製網株式會社

ロイド公認、陸、海軍指定工場

漁具、船具	捕鯨用網具及類	トワイン	タロープ	ワイヤロープ	マニラワイン	マニラロープ
-------	---------	------	------	--------	--------	--------

本社 大阪市南區未吉橋通二丁目三番地

電話船場 (83) 五五二 五二二 六六六 六三三 番番番

振替口座大阪二五八一三番

工場 奈良縣宇智郡五條町

工場 神戸市林田區尻池北町一丁目

電話一三三九番

電話湊川一三〇四番

出張所 函館市東濱町五六 (電話二四五三番)
海外代理店 大連、新京、上海、香港



大敷用マニラロープ
 マニラトワイニ
 白麻網・ターロープ

水谷製網所 合名會社

本社 大阪東市淀川區三國二八六番
 電話北(36) 五〇四二番

分工場 大阪府能登郡津村坂
 分工場 大阪府能登郡津村坂

登錄商標

馬 天



マニラロープ
 マニラトワイニ
 マニラワイニ網

藥師製網所

營業所 大阪市南區難波新地六番町(三和ビル)
 電話戎二二五三番

工場 大阪府貝塚町
 電話貝塚五三番(甲)
 自宅 同
 電話貝塚五三番(乙)

營業品目

軍需麻製品、兵器馬具
 附屬革、金具類一式
 麻網製品一式
 麻綿帆布加工一式

陸海軍御用
 諸官衙

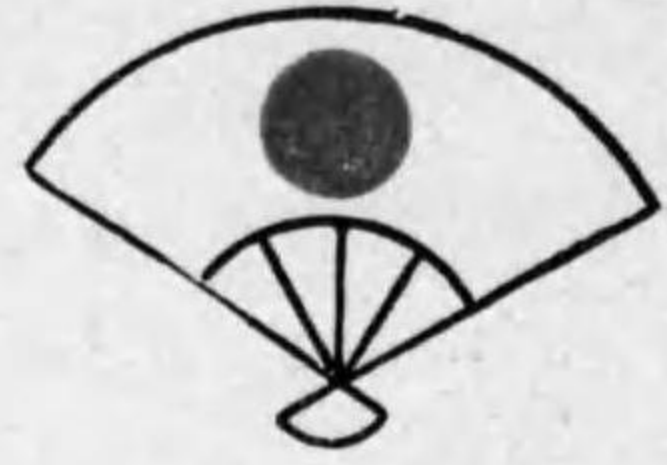


日本用品工業株式會社

本社 大阪西區本田二番町三十九番地
 電話西(43) 二三八九番

工場 大阪東市淀川區三國町八五九番地
 電話三國二六七番

東京營業所 東京市赤坂區臺町二十四番地
 電話赤坂(48) 三五七八番



印扇 印鶴

マニラロープ

マオランロープ

野州麻ロープ

其他 各種麻加工品



國産製麻株式會社

社長 宮本重信

栃木縣上都賀郡鹿沼町

電話鹿沼 四一三番
振替東京 七二三七番

製品工場 栃木縣上都賀郡鹿沼町

マオラン 纖維 採取所 佐賀縣伊万里町川東(電話伊万里二〇七番)

マオラン栽培園 栃木縣上都賀郡北押原村鹽山

加賀製網株式會社

金澤市戸水町一九三番地

電話 一八一三番

各種麻網索

海軍省指定工場



北海道製網株式會社

札幌市豊平

電話 六九七六二五番

マニラロープ
ターロープ 製造販賣
各種網類

大阪市旭區三組町一九七 (片町線^{片町線}放出驛東踏切南入)

商 登
標 錄



合名 佐々木製網場
會社

佐々木高一

電話 旭二八三七番

玉錨印 マニラロープ
玉錨印 ターロープ

東京製網株式會社代理店

神戸市兵庫區島上町二八

カナエ商事株式會社

ロープ、工具
船具、機械
塗料、電機
漁網、材料

出張所

電話兵庫區 二一八七
電話(カ)又ハ(カナエ) 六三三八
受信略號ヘウゴカナエ 六三三八
高知市農人町三三八番
電話區一〇九六番
大阪市西區西長堀北通三丁目
電話新町二六八番
福岡縣若松市海岸通一丁目
電話三七八番

陸海軍諸官衛御用

大阪市北區空心町二丁目八十九番地

松浦工業株式會社

代表取締役 松浦純三



營業品目

麻苧、麻網、索類
麻帆布、綿帆布
麻絲、麻織物
麻帶、地、綿麻製紐
テープ、天幕、雨覆
兵器馬具軍需品製造

電話堀川(5) 七六七番 園七九七番 一三二九番
 振替口座 大阪 七六六番 五五四番
 東京出張所 東京市赤坂區新町三丁目二〇番地
 電話赤坂(48) 二五五六番
 名古屋出張所 名古屋市熱田區新尾頭町二二〇番地
 電話南一 四一七番
 小倉出張所 小倉市堅一町九八番地
 電話小倉一 九八六番
 今里縫工場 大阪市東區今里一丁目八番地
 電話東(94) 七一八番
 關目縫工場 大阪市旭區關目町一丁目四〇番地
 電話旭三 六二二番
 製網工場 大阪市東淀川區小松町三八四番地
 電話吹田 七七七番

旗あんか印
特許 旭旗印

マニラロープ製造元

本社及工場 大阪市外吹田町岸部(省線吹田驛下車)

電話吹田 二七八〇番

私書函大阪吹田局第拾二號
受信略號スイタマエオカセイコ
大阪市大正區泉尾梅ノ町一丁目
電話泉尾二二三六番 二二三七番

海軍省指定工場



前岡製網株式會社

マニラロープ
タニラトワイプ
導線用
コットンロープ
船具漁具

關門工場 下關市安岡町
電話安岡 五〇七番
函館工場 函館市大川町
電話 二七四三番

釜山工場 釜山府牧ノ島
電話牧ノ島一八三番
清津工場 清津府外松郷洞
大連工場 大連市外周水子
電話四〇五八番
青島工場 建設中
上海工場



業界唯一の指針、斯界無二の伴侶

◇本誌は野州麻、支那麻、マニラ麻、ジュート其他各種麻纖維類に関する一切の事情について、精確迅速なる報道を任務とする斯界唯一の機關雜誌であります。

◇本誌はこれ等一切の麻を原料とする製麻界、製綱界、並びにこれと關聯せる船具界、水産界に取り、無二の伴侶たるを期してゐるものであります。

毎月一回十五日發行

定價 普通號 一部金三十錢郵税一錢 (一年二回)
特別號 一部金八拾錢郵税二錢 (特別號發行) 壹ケ年(郵税共) 金參圓六拾錢

東京市豊島區池袋四丁目四百七十六番地

發行所



麻船具新聞社

電話大塚 二七五二番
振替東京 六八八一二番

關西支局 大阪市西區本町通一丁目六十一 電話西(43) 三二三六番



製造品目

- 花錨印マニラロープ
- 特許人魚印腐マニラロープ
- 蟹印マニラトワイン
- 帆船印タロープ
- 各種麻索規格品

海軍省指定工場

大東製綱株式會社

本社 大阪市大正區福町二丁目三二

電話泉尾 (65) 代表九三三八番

振替口座大阪三三三六〇番

發信略號(タ) 又ハ(タイト)

受信略號(オサカ) タイト セイコ

分工場

- 岐阜縣 養老郡 高田町 (電話一三番)
- 愛知縣 額田郡 幸田村 (電話八番)
- 大阪府 泉南郡 有真香村

支那麻唯一の好著

最新支那麻事情

大和麻次郎著

菊版ラミー装一八〇頁
定価金参圓送料拾四錢

支那麻の輸入杜絶で内地苧麻栽培の氣運動興時代に際し、支那麻に関する認識を深めることは焦眉の急務です。本書は支那麻に関する唯一の著書として發賣以來噴々たる好評を受けて居ります。

〔内容一斑〕 本書の内容は五篇となし、第一編總論には種類、産地、栽培、製麻法及び出廻期、麻の品質等を詳記し、第二篇以下は白麻、毛把麻、漢口に出廻る麻及び其の他の麻につき産地、種類、品質、取引方法等を懇切詳細に記録し附録として最近十ヶ年間支那麻輸出統計、相場表其他産地略圖を添へてあります。

發行所

東京市豊島區池袋
四丁目四七六番地

麻船具新聞社

電話大塚(86)二七五二番
振替口座東京六八八一二番

902
62

終

